

第1章 基本方針

想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を行うため、次の事項を中心に、防災基盤の整備内容等を明示する。

- ・ 地域の防災構造の強化
- ・ 建築物等の耐震性の確保
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備

第2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設、防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 災害時帰宅困難者対策の推進
- ・ 避難行動要支援者や外国人への支援の充実
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実

第3 市民参加による地域防災力の向上

日頃から、自らの生命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策等を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 企業等の地域防災活動への参加促進

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究等の取り組みを明示する。

- ・ 地震観測体制の整備
- ・ 地震に関する調査研究の推進

第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示する。

- ・ ひょうご安全の日を定める県条例に基づく活動
- ・ 住宅再建共済制度の推進等

第6 高砂市国土強靱化地域計画

「高砂市国土強靱化地域計画」の基本方針を踏まえ、地域防災計画の施策を定めるものとする。

第2章 地域防災基盤の整備

第1節 都市の防災構造の強化

震災時における市民及び来街者の生命の安全確保を図るため、以下の諸点を考慮し、防災都市づくりを総合的、計画的に進める。

第1 延焼遮断帯の整備

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

また、整備にあたっては、単に防災上の観点だけでなく、「魅力ある都市にふさわしい基盤の整備」、「うるおいのある環境と美しい景観の形成」及び「地域相互の役割分担と連携の均衡」を実現する観点から「水と緑のネットワーク」や「スポーツ・レクリエーション施設等を結ぶネットワーク」等の整備との連携に充分配慮しながら、総合的に進める。

また、原則として、木造住宅が密集し既存不燃化蓄積が低い地区より順次行うものとする。

1 幹線道路の延焼遮断化の推進

高砂市の幹線道路の多くは、生活道路と通過交通道路を兼ねているため、沿道には商店街やその他の生活利便施設が立ち並び、道路混雑や路上駐車をまねくなど早急に改良整備される必要に迫られている。

今後の沿道開発・道路改良にあたっては、建築物の不燃化に留意するとともに、回遊性や防災上の安全性等の面での工夫と「延焼遮断帯」機能の強化を総合的に推進する。

不燃性の高い街区を現出するために防火地域または準防火地域の指定や見直しを行うとともに、防災性能の高い街環境を実現するための都市計画道路の整備に努める。

2 水と緑のネットワーク等の整備

加古川河口の河川敷、都市公園、学校その他の公共施設が地域の「水と緑のシンボル」となる様、避難場所、防災拠点兼ねた親しみやすさを感じられる緑の空間を整備する。

また、これらの施設を結ぶ道路や緑地を「水と緑のネットワーク」に位置付け、緊急時の避難路を兼ねた延焼遮断帯となるよう整備を進める。

なお、ネットワークの整備にあたっては、住宅地の生け垣化の推進や、工場内緑地化など地域の理解と協力を得ながら進めるとともに、その維持・管理についても地域のボランティア方式の導入を積極的に進め、自分の手で住みよいまちをつくる、自分のまちと生命をまもる高砂市となるよう努める。

河川・ため池・水辺空間緑化・保全	湧水かん養林等の緑の保全・整備を図る。
公共施設等の緑化及び緑化協定等の推進	道路の街路樹や公共施設の緑化を進めるとともに、市民の協力により災害や景観に配慮した生け垣づくりや現存する緑の保存に努める。

第2 市街地の整備

多心型で均衡の取れた都市構造の明確化と市街地整備基本計画の策定等による計画的な基盤整備を基本方針として、「災害に強いまち・高砂」を計画的に整備する。

1 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

既成市街地及びその周辺部分のスプロール化を防止するため土地区画整理事業による面的な整備を推進し、建築物の不燃化の促進及び道路や公園等の施設の整備を行い、都市基盤の整備を推進するとともに、総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

また、農地・自然環境との融合を図りながら、良好な住環境と総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

2 市街地再開発事業の推進

市の中心である山陽電気鉄道高砂駅周辺地区については、広域的な拠点にふさわしい、高度で複合的な都市機能を持った施設の集積と高度情報通信基盤・システムの導入された都市形成を進める。幹線となる道路沿いの市街地には、災害に強いビルづくりと安全な避難路ネットワークづくりに努める。

3 密集市街地対策の推進

既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、防災街区整備事業など手法の検討を加え、道路、公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全な街づくりを進める。

また、住宅と工場の混在する地区については、移転先の確保を図りながら用途地域の純化を推進する。

4 過去の災害を教訓としたまちづくりの推進

住宅を建築する場合においては、過去の災害を参考に、造成地盤の強化、建築敷地の高さ、土砂災害の防止等について十分な対策を行うよう努める。

第3 オープンスペースの確保

火災の延焼防止や避難者の安全確保を図るため、今後、オープンスペースをできる限り多く確保する。そのために、緑地や農地の保全を促進するとともに、一定規模の開発事業に際して、開発公園を整備するよう指導する。

1 公園の整備

令和4年度末、高砂市都市公園面積は66.49 ha、市民1人あたり7.57 m²であり、市街化区域内では4.25 m²となっている。

都市公園の整備状況			令和5年3月31日現在
公園面積	緑地面積	合 計	市民1人あたりの面積
65.80 ha	0.69 ha	66.49ha	7.57 m ²

市街化区域にまとまった空地が少ないことから、中短期的に公園の面積を拡大することは困難だが、高砂市緑の基本計画及び高砂市開発指導要綱に基づき、開発公園等の整備を進める中で、市民一人当たりの公園面積の増大に努める。

2 緑地・農地の保全

高砂市の「緑」は、市北部の農地丘陵地に残っており、これが緑の骨格を形成している。

一方、市街化が進んでいる市街地には、既にまとまった「緑」が少なくなっており、また、田畑が宅地化されるなど減少している。

今後は、高砂市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然と緑と農地の保全に努めるものとする。

項 目	内 容
保安林や地域森林計画対象民有林の適切な保全	保安林や地域森林計画対象民有林に指定された区域については、市森林整備は計画に基づき適切な保全を図る。
保存樹の指定と保存	保存樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保存する。また保存樹相当の古木や名木については、保存樹の新規指定をめざす。
緑地協定の促進	一定規模以上の開発行為については、高砂市開発指導要綱に基づいた公園・緑地の確保を指導するとともに緑地協定などによって現存する緑を保全するなどの市民の自主的なルールづくりを促進します。
生産緑地制度等の導入の検討	市街化調整区域内の農地の保全とともに、市街化区域内の営農意欲が盛んな優良農地について、生産緑地制度等の導入について調査検討を進める。

第4 道路・橋梁の整備

広域幹線道路、都市間幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑道、広域避難場所、一時避難場所・地区防災拠点となる小・中学校、市役所・防災機関、鉄道駅、その他公共機関等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化など、健常者だけでなく、心身障がい者、高齢者などいわゆる避難行動要支援者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1 幹線道路の整備

- (1) 広域幹線道路については、国道2号、播但連絡道路の南伸、南北幹線道路、播磨臨海地域道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。
- (2) 都市間幹線道路については、近隣都市間を結ぶ広域幹線道路の早期実現や都市軸道路の促進を関係機関に要請していく。
- (3) 市内幹線道路については、主要駅及び周辺地区への良好な接近しやすさの確保と地域間交通の円滑化を図るため、関係路線を優先的に整備を進めていく。
- (4) 地域間連絡道路については、防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道不分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。
- (5) 良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路破壊を防止するための整備を年次的に促進する。

市道の現況

(令和6年3月31日現在)

市 道	等 級	延 長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	歩道延長(m)	路線数
	1 級	32,411	28,400	87.6	21,504	26
	2 級	19,519	15,776	80.8	4,658	15
	その他	329,825	232,765	70.6	24,297	1,903
	計	381,755	276,941	72.5	50,459	1,944

2 生活道路の整備

- (1) 生活道路の整備については、障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら、幅員4m未満の解消に努める。
- (2) その他良好な道路機能の維持を図るため、私道を含め、道路舗装や側溝等の整備に努める。

3 道路環境の整備

- (1) 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、不燃性に配慮した樹種を選定するよう配慮する。
- (2) 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要なデザイン上その他の配慮を行う。
- (3) 路上駐車のため災害時に避難の安全や救急・救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。

- (4) 放置自転車・放置原付対策として、高砂市自転車等の設置の防止に関する条例の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、市営・民営自転車駐車場の整備に努める。

事業名	計画事業内容	備 考
自転車駐車場施設の整備	山陽電気鉄道の各駅及びＪＲ各駅の６か所	

4 橋梁の整備

防災対策上、十分な安全性を確保するため、各橋梁において５年毎に定期点検を実施し、点検結果に基づき橋梁長寿命計画を見直し、橋梁の計画的補修を実施していく。

第2節 建物の耐震・不燃化等

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、以下のとおり建物の耐震・不燃化を進め、「災害に強いまちづくり」に努める。

第1 防火地域等の指定

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、都市防災不燃化促進事業、防災街区整備事業等の助成を加える中で不燃化率の向上に努めるとともに、準防火地域指定あるいは防火地域指定を行っていく。さらに延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難路等の安全確保のため、主要幹線道路の整備を図る。

指定状況

(令和5年4月1日現在)

市域の総面積：ha	防火地域の面積：ha	準防火地域の面積：ha
3,438	0	約35 (高砂町の一部)

第2 既存建築物の耐震化

既存建築物については、将来予想される大地震に備えて、耐震性を把握し、対策を講じるよう、所有者等に対して啓発・指導を推進する。そのため、平成28年3月に改定した高砂市耐震改修促進計画（地震対策編付録）に基づき既存建築物の耐震化を促進する。

特に市有建築物は、災害時における避難・救護・復旧対策など、防災活動の拠点となる重要な施設であるので、耐震対策（診断・補強）の事業計画（付録 高砂市耐震改修促進計画 資料編 資料1 高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画（別紙））を立て、順次実施していく。

1 耐震診断・改修促進

市は、県が構築している耐震診断・改修支援事業を建築関係団体と共に協力して充実させていく。

- ・ ひょうご住まいの耐震化促進事業：兵庫県（助成事業）
- ・ 耐震診断改修計画評価委員会：兵庫県建築防災センター（兵庫県住宅総合センター内）に設置
耐震判定委員会：（社）兵庫県建築士事務所協会に設置
- ・ 耐震化相談及び耐震診断員の紹介：兵庫県建築士事務所協会内に設置

2 簡易耐震診断の推進

この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、高砂市役所が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告する制度である。

(1) 対象となる住宅

高砂市にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの

注1）店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限る。

注2）ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外である。

注3）「建物の区分所有者等に関する法律」が適用される住宅については、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要である。

注4）平成12～15年度実施の「旧わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は対象外である。

(2) 申込手続き

診断員名簿から「簡易耐震診断員」を選定し、その診断員と日程等の打合せを済ませてから高砂市（窓口：建築住宅課）へ申し込む。

(3) 診断手数料

1 棟あたり無料（木造） 無料（非木造）

3 民間建築物耐震診断補助

この制度は、多数利用建築物の耐震化ならびに緊急輸送道路の通行を確保するために、次の民間建築物に対し、耐震診断を行うことで建築物の耐震性を確認し、耐震化を促進する事業である。

① 小規模多数利用建築物

② 地震による倒壊等により緊急輸送道路を閉鎖する可能性のある沿道建築物

助成内容 建築物所有者がおこなう耐震診断の経費のうち、限度額内で2/3を補助するものである。

対象規模要件 ① 3階及び1, 000㎡以上等

② 県指定緊急輸送道路沿道で高さ6m以上かつ道路からの指定する範囲内に建物があるもの

4 住宅耐震改修計画策定費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、住宅の所有者に対し、耐震診断・耐震改修工事の設計に要する費用の一部を補助するものである。

5 住宅耐震改修工事費補助

この制度は、既存の住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事を実施される方々に対し、市が費用の一部を補助し、耐震改修工事を促進する事業である。

6 地震危険住宅建替工事費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、地震危険住宅を除却しかつ現地で建替を行う方に対し、市が費用の一部を補助するものである。

7 防災ベッド等設置費補助

この制度は、地震時の建築物の倒壊から人命を守るため、地震危険住宅に防災ベッド等を設置する者に対し、市が費用の一部を助成するものである。

8 屋根軽量化工事費補助

この制度は、地震時に建築物の倒壊を防ぐため、屋根の軽量化を実施する者に対し、市が費用の一部を補助するものである。

9 シェルター型工事費補助

この制度は、地震時に住宅が倒壊しても安全の空間を確保することで命を守るための耐震シェルターを設置する者に対し、市が費用の一部を補助するものである。

10 簡易耐震改修工事費補助

この制度は住宅の耐震性能を改善するため、簡易な耐震改修工事を実施される方々に対し、市が費用の一部を補助するものである。

11 地震危険住宅除却工事費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、地震危険住宅の除却を行う方に対し、市が費用の一部を補助するものである。

第3 建築物の耐震性強化の普及啓発

1 建築物所有者及び住民への普及啓発

「建築物の耐震化推進は、建築物所有者の努力義務である」こと及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

2 建築基準法令の普及

関係団体（建築士事務所協会、建築士会、大工組合等）に対する建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

第4 落下物対策

屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、あわせて、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市の施設について、率先して、万全の措置を講ずるとともに、県、警察署等の関連機関と連携して、市内の建築物の管理者等に対して、その対策の実施を積極的にPRし指導に努める。

また、地震発生時の的確な危険回避の対応について、「広報たかさご」その他の手段により積極的にPRする。

1 屋内の落下物防止対策

近年の地震被害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害が多く発生している。特に比較的狭い都市型住宅内においての、家具等の転倒・落下による危険性が高い。

家庭や職場における家具等に対する転倒・落下対策は、比較的容易に実施しやすい事項であるにもかかわらず、著しく実施率が低いため、今後とも小・中学校、商工会、自主防災組織、各種広報媒体、その他の各種団体の協力を得て、その対策の実施をPRしていく。

2 建築物の落下物防止対策

中高層建築物について、ビル落下物により通行人等の第三者への被害を予防するため、窓ガラス・外装材・屋外広告塔・高架式水槽等の点検調査及び落下のおそれのある建築物については改修を、管理者に対して、啓発・指導する。

特に、容積率400%以上の地域及び避難道路沿いにある3階建て以上の建築物については、順次調査をし、必要に応じて、管理者等に改善指導していく。

また、市立の建築物については窓ガラスの安全ガラス化を推進する。

更に、物品販売店舗・複合商業施設・集会施設等不特定多数の人が利用する建築物について、弾性ガラス止め・ガラスに飛散防止フィルム・安全ガラス化・外装材等の落下防止および屋内物品の落下、転倒防止等の対策を講じるよう、管理者に対して、啓発・指導をする。

3 道路占拠物等防止対策

不法に路上設置された自動販売機、不法に路上を専有している放置自転車や陳列商品等について、事前指導の徹底を図るとともに、道路パトロール車による巡回を実施する。

据え付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

第5 ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀等のいわゆる重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、その実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

1 生け垣化・フェンス化の推進

市の施設にあるブロック塀等について、「緑と木のネットワーク」づくり実現の観点からも、生け垣化やフェンス化を率先して推進する。あわせて地域ぐるみの緑化推進が図られるよう、民有施設についても、生け垣化やフェンス化の促進に努める。

2 事前指導の強化

地震でブロック塀等倒壊による被害を出した原因は、「建築基準法」に定める技術水準どおりの鉄筋が入っていなかったり、転倒防止の基礎、控壁を設けていないなど、設計・施工上の欠陥が多くみられたためとされている。

こうした被害の反省を踏まえ、事前指導を強化するとともに、既に設置されているブロック塀や石塀についても、引き続き正しい補強方法について、安全化を指導する。

また、市民に対しては、地震時のブロック塀からの危険回避について、普段からのPR強化に努める。

3 実態調査に基づく改善指導

市内全域のブロック塀等のうち、避難場所となる小学校にいたる通学路に面するブロック塀等の現況調査を行い、危険なものについては、改善を指導していく。

なお、改善の指導をおこなった塀等で、改善されないものについても、引き続き、安全化の指導をしていく。

第6 既存建築物の防災・避難対策

不特定多数の人が利用する建築物（病院・物品販売店舗・集会場等）について、震災時における人命保護を目的とし、防災・避難対策を推進する。

第7 既存建築物の維持保全対策

建築物の機能・性能を一定水準以上に保持することにより、建築物災害を防止しようとするものであり、適切な安全管理・点検補修など、維持保全対策の必要性を管理者に対して、啓発・指導する。特に、大規模な建築物等にあつては、建築基準法の定期報告制度により、点検・報告を徹底するよう指導する。

第 8 文化財保護対策

市は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進する。

また、文化財の防災対策として、文化財建造物等の耐震化、防災設備の設置、既存設備の点検などとともに、緊急時の協力体制構築などの取組を進める。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1 砂防設備の整備

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備について定める。

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨や地震によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。市内の、土石流危険渓流の現況は次のとおりである。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内3箇所が指定された。

土石流危険渓流

整理 No.	渓流番号	渓流名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	186	0	阿弥陀地域交流センター
2	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	323	0	阿弥陀地域交流センター
3	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	174	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)

土砂災害特別警戒区域（土石流）指定箇所

整理 No.	渓流番号	渓流名	所在地	土地の 面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	44,980	15	阿弥陀地域交流センター
2	217000002	地徳川(2)Ⅰ	阿弥陀町地徳	49,530	45	阿弥陀地域交流センター
3	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	57,520	97	阿弥陀地域交流センター
4	217000004	中所川(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	42,320	110	阿弥陀地域交流センター
5	217000005	中所川(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	48,540	107	阿弥陀地域交流センター
6	217000006	阿弥陀川Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	43,200	14	阿弥陀地域交流センター
7	217000007	牛谷Ⅰ	北浜町牛谷	48,350	58	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
8	217000008	長尾川(1)Ⅰ	阿弥陀町長尾	38,820	17	阿弥陀地域交流センター (長尾公民館)
9	217000009	長尾川(2)Ⅰ	阿弥陀町長尾	33,620	18	阿弥陀地域交流センター (長尾公民館)
10	217000010	北山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	36,440	113	阿弥陀地域交流センター
11	217000011	北山(2)Ⅲ	阿弥陀町北山	43,460	113	阿弥陀地域交流センター
12	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	69,591	38	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
13	202010165	大島川Ⅰ	北浜町西浜	33,039	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
14	202010175	北脇川Ⅰ	北浜町牛谷	54,507	12	北浜地域交流センター (北脇自治会館)

土砂災害警戒区域（土石流）指定箇所

1 土砂災害の防止対策

(1) 危険箇所の把握

土石流が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 警戒避難体制

市は、近畿地方整備局からの土石流の通報や、当日及び前日までの降水等の気象状況等から、災害の危険性があると判断した場合は、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。

(3) 住民への指導

住民に対して、広報紙等で土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第2 急傾斜地崩壊防止施設の整備

災害に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

高砂市は、一部を除き大きな起伏もない地形を形成しているため、地すべり、山崩れ等のさしこまれた危険はない。しかし、建築基準法や宅地造成等規制法の法律に適合しない無届けで設置された擁壁や、自然崖、土取場として切り取ったままの崖が市内各所に点在する。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内30箇所（急傾斜地の崩壊）、同法第7条第1項に係る土砂災害警戒区域として、新たに1箇所が追加指定されるとともに、8箇所の区域変更が行われた。

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	117000001	北 山(1) I	阿弥陀町北山	337	0	阿弥陀地域交流センター
2	117000003	魚 橋(2) I	阿弥陀町魚橋	12,163	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
3	117000004	塩 市 I	米田町塩市	134	1	米田地域交流センター (塩市公会堂)
4	117000005	竜 山(1) I	竜山一丁目	1,656	0	中筋地域交流センター
5	117000008	中 筋(1) I	中筋五丁目	161	0	中筋地域交流センター
6	117000009	中 筋(2) I	中筋五丁目	3,033	9	中筋地域交流センター
7	117000012	阿弥陀(2) I	阿弥陀町阿弥陀	410	2	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
8	117000014	曾 根(2) I	曾根町	1,023	0	曾根地域交流センター
9	117000015	曾 根(3) I	曾根町	881	0	曾根地域交流センター
10	117000017	牛 谷(1)(1) I	北浜町牛谷	261	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
11	117000018	北 脇(1) I	北浜町北脇	2,516	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
12	117000020	西 浜(2) I	北浜町西浜	11,489	6	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
13	117000021	西 浜(3) I	北浜町西浜	2,134	2	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)

14	117000022	牛谷(1)(2)Ⅰ	北浜町牛谷	3,675	14	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
15	117000025	阿弥陀(3)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	632	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
16	117000026	竜山(3)Ⅰ	竜山一丁目	643	1	伊保地域交流センター
17	117000027	竜山(4)Ⅰ	竜山一丁目	1,123	1	中筋地域交流センター
18	117000028	曽根(5)Ⅰ	曽根町	201	1	曽根地域交流センター
19	117000029	北脇(2)Ⅰ	北浜町北脇	7,357	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
20	117000032	中筋(3)Ⅱ	中筋五丁目	160	0	中筋地域交流センター
21	117000035	牛谷(2)Ⅱ	北浜町牛谷	613	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
22	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	1,447	0	阿弥陀地域交流センター
23	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	1,263	0	伊保地域交流センター
24	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	1,143	1	伊保地域交流センター
25	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	617	0	阿弥陀地域交流センター
26	117000042	曽根(7)Ⅲ	曽根町	4,093	0	曽根地域交流センター (牛谷東集会所)
27	117000043	曽根(8)Ⅲ	曽根町	196	0	曽根地域交流センター
28	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	1,159	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
29	117000045	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	4,737	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
30	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	287	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人 戸 数	避難場所 (一時避難 場所)
1	117000001	北 山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	3473.37	5	阿弥陀地域交流センター
2	117000002	北 山(2)Ⅰ	阿弥陀町北山	13280.79	17	阿弥陀地域交流センター
3	117000003	魚 橋(2)Ⅰ	阿弥陀町魚橋	39738.11	36	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
4	117000004	塩 市 Ⅰ	米田町塩市	7597.05	9	米田地域交流センター (塩市公会堂)
5	117000005	竜 山(1)Ⅰ	竜山一丁目	11747.30	9	中筋地域交流センター
6	117000006	竜 山(2)Ⅰ	竜山一丁目	3795.69	14	伊保地域交流センター
7	117000007	生 石 Ⅰ	阿弥陀町生石	16533.61	13	阿弥陀地域交流センター (生石自治会館)
8	117000008	中 筋(1)Ⅰ	中筋五丁目	12560.74	11	中筋地域交流センター
9	117000009-1	中 筋(2)Ⅰ	中筋五丁目	6972.56	14	中筋地域交流センター
10	117000010	地 徳(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	4570.14	7	阿弥陀地域交流センター
11	117000011	阿弥陀(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	11654.78	14	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
12	117000012	阿弥陀(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	20537.56	12	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
13	117000013	曽 根(1)Ⅰ	曽根町曽根	15482.74	27	曽根地域交流センター
14	117000014	曽 根(2)Ⅰ	曽根町曽根	6859.03	12	曽根地域交流センター
15	117000015	曽 根(3)Ⅰ	曽根町曽根	2697	1	曽根地域交流センター
16	117000016	曽 根(4)Ⅰ	曽根町曽根	18198.61	17	曽根地域交流センター

17	117000017	牛 谷(1)(1) I	北浜町牛谷	12002.08	12	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
18	117000018	北 脇(1) I	北浜町北脇	45031	42	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
19	117000019	西 浜(1) I	北浜町西浜	7014.17	22	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
20	117000020	西 浜(2) I	北浜町西浜	22374.86	13	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
21	117000021	西 浜(3) I	北浜町西浜	5000	10	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
22	117000022	牛谷(1)(2) I	北浜町牛谷	70458	70	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
23	117000023	地徳(2) I	阿弥陀町地徳	3777.78	4	阿弥陀地域交流センター
24	117000024	地徳(3) I	阿弥陀町地徳	2133.65	0	阿弥陀地域交流センター
25	117000025	阿弥陀(3) I	阿弥陀町阿弥陀	6552.25	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
26	117000026	竜山(3) I	竜山一丁目	4054	4	伊保地域交流センター
27	117000027	竜山(4) I	竜山一丁目	9271	12	中筋地域交流センター
28	117000028	曾根(5) I	曾根町曾根	6424.15	24	曾根地域交流センター
29	117000029	北脇(2) I	北浜町北脇	24984.24	2	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
30	117000030	阿弥陀(4) I	阿弥陀町阿弥陀	996.42	0	阿弥陀地域交流センター (北山自治会館)
31	117000031	竜山(5) I	竜山一丁目	955.85	0	米田地域交流センター (島公会堂)
32	117000032	中筋(3) I	中筋五丁目	854.96	2	中筋地域交流センター
33	117000033	阿弥陀(6) II	阿弥陀町阿弥陀	376.35	1	阿弥陀地域交流センター
34	117000034	阿弥陀(7) II	阿弥陀町阿弥陀	743.67	1	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
35	117000035	牛谷(2) II	北浜町牛谷	6688.86	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
36	117000036	牛谷(3) II	北浜町牛谷	5671.82	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
37	117000037	曾根(6) II	曾根町曾根	5211.10	6	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
38	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	3694	0	阿弥陀地域交流センター
39	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	6019.54	3	伊保地域交流センター
40	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	8989.60	11	伊保地域交流センター
41	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	14017.41	0	阿弥陀地域交流センター
42	117000042	曾根(7)Ⅲ	曾根町曾根	9491.06	0	曾根地域交流センター (牛谷東集会所)
43	117000043	曾根(8)Ⅲ	曾根町曾根	2932.92	0	曾根地域交流センター
44	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	6009.81	3	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
45	117000045-1	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	39549.09	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
46	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	3413	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
47	102010393	大塩(1) I	北浜町牛谷	17,543	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
48	102010397	大塩(3) I	曾根町	9,315	0	曾根地域交流センター
49	102010436	岩鼻(急) I	北浜町西浜	16,418	0	北浜地域交流センター
50	117000047	塩市(2) I	米田町塩市	9607	10	米田地域交流センター (塩市公会堂)

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

1 崖崩れ等の災害防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所のパトロールと周知

県と協力し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険箇所を巡回するとともに、地域住民に対し、崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及に努める。

(2) 避難警戒体制の確立

崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。また、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。

(3) 現在危険度が高い急傾斜地については、崩壊を助長するような行為の制限などの指導を今後も引き続き行なうとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の対策を実施し、災害による危険区域の解消を図る。

2 住民の実施計画

(1) 日ごろより危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

(2) 危険箇所周辺の住民においても、常に危険に対する認識をもって急傾斜地の異状（亀裂、噴水、濁り等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去、水路の整備、掃除、土留等）を行う。

第3 治山施設の整備

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備について定める。

市内の山崩れ等の危険地区は、次のとおりである。

(ア) 山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	位 置				面積 (ha)	備考
		市・郡	区・町	大字	字		
216・山・1	曾根町	高砂市		曾根町	北山	8.0	
216・山・2	北浜町牛谷(1)	高砂市		北浜町牛谷	赤山平ヶ谷	3.0	
216・山・3	北浜町牛谷(2)	高砂市		北浜町牛谷	向山	5.0	
216・山・4	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	一本松地獄山	3.0	
216・山・5	北浜町西浜(1)	高砂市		北浜町西浜	上ノ山	2.0	
216・山・6	北浜町西浜(2)	高砂市		北浜町西浜	西浜	4.0	
216・山・7	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	前山宮奥	5.0	
216・山・8	阿弥陀町魚橋(1)	高砂市		阿弥陀町魚橋	小山	1.0	
216・山・9	阿弥陀町魚橋(2)	高砂市		阿弥陀町魚橋	上ノ山	2.0	
216・山・10	阿弥陀町生石	高砂市		阿弥陀生石	村ノ内	1.0	
216・山・11	竜山	高砂市		竜山	1丁目	8.0	
216・山・12	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	経塚	3.0	
216・山・13	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	丸山	3.0	
216・山・14	阿弥陀町南池	高砂市		阿弥陀町南池	山	2.0	
216・山・15	阿弥陀町魚橋	高砂市		阿弥陀町魚橋	山西	1.0	
小 計	15	箇所					

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

(2) 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	位 置				危険値の状況		備考
		市・郡	区・町	大字	字	延長(m)	面積(ha)	
216・崩・1	阿弥陀	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	豆崎ノ上	220	0.99	
216・崩・2	阿弥陀町西坂	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	西坂	530	3.18	
216・崩・3	阿弥陀町奥ノ坪	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	奥ノ坪	730	2.63	
216・崩・4	長尾	高砂市		阿弥陀町長尾		590	0.53	
小 計	4	箇所						

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

1 山崩れ等の災害防止対策

山地災害危険地区については、随時調査点検し、常にその状態を把握する体制を整備する。

(1) 危険箇所の把握

山崩れが発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 住民への指導

住民に対して、広報紙やポスター、パンフレット等で山崩れについての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第4 土砂災害防止法の推進

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、基礎調査を実施するとともに、調査結果に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を通じて、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものである。

1 対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊、山腹の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として市民等の生命又は身体・財産に生ずる被害

2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれがある区域について、警戒避難体制の整備や一定の開発行為を制限するなどの目的のために、基礎調査を実施して、土砂災害により生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地等の区域の把握を行ったうえ、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として県が指定することができる。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（基礎調査により明らかとなった土砂災害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したもの、通称「イエローゾーン」）

・ 急傾斜地の崩壊

イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

- ロ 急傾斜地の下端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

- ・ **土石流**

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- ・ **地すべり**

イ 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）

ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域（基礎調査により明らかとなった著しい危害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したものの、通称「レッドゾーン」）

- ・ 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建設物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 基礎調査の基本方針

(1) 調査単位

市町単位の調査を基本とする。

(2) 調査市町

法の目的が生命及び身体の保護にあることから、土砂災害が発生する可能性が将来的にも高い市町を以下の基準で優先的に選定する。

- ① 過去（S58～）の土砂災害発生件数の多い市町
- ② 土砂災害危険箇所（人家1戸以上）の多い市町
- ③ 将来、大規模災害等発生した場合は、その市町

(3) 市町内の調査対象箇所

人家が1戸以上ありハード対策が未整備な箇所とする。

(4) 調査結果の扱い

市町単位で、調査終了後速やかに調査結果を公表する。

(5) 当面の実施計画

県は高砂市域における土砂災害警戒区域「イエローゾーン」の基礎調査を平成18年度に実施し、平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を行った。また、県は、平成28年度から土砂災害特別警戒区域「レッドゾーン」の指定に必要な基礎調査を行っており、指定については、平成30年度に実施した。

(6) 調査結果

「イエローゾーン」については、平成18年度に調査を完了し、平成20年度に確定済みである。なお、平成27年度から、「レッドゾーン」の調査並びに「イエローゾーン」の見直しを行った。

4 土砂災害警戒区域等の指定方針

(1) 同時指定

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、同時指定を原則とする。

(2) 利害関係人の合意形成

土砂災害特別警戒区域は利害関係人の一定の理解を得るよう努めた上で指定する。その際、利害関係人の意見を聴くよう努める。特別警戒区域の指定について利害関係人の一定の理解が得られない場合は、警戒区域の指定が先行することもやむを得ない。

(3) 警戒区域等の公示

平面図による。特別警戒区域については、参考として、併せて座標を提供する。

5 土砂災害特別警戒区域内の制限等

(1) 特定開発行為の許可

特定開発行為（住宅「自己の居住目的以外のもの」並びに避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という〕を建築するために行う土地の区画形質の変更）は、知事の許可を受けなければならない。

(2) 建築物の構造規制

居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される

(3) 移転等の勧告及び支援措置

① 知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその居住者等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について勧告することができる。

② 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についての斡旋その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融支援機構の融資の斡旋など、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努める。

・住宅金融支援機構の融資

特別警戒区域からの住宅の移転には住宅金融支援機構融資（勧告による場合、優遇措置有）が受けられる。

・崖地近接等危険住宅移転事業による補助

構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転する場合、移転先住宅の取得費用等の一部が補助されます。

※ 高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域に存する住宅であって、既存不適格住宅であるもの又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの（以後「危険住宅」という。）の移転を行う者に対し、当該移転に必要な経費を助成する。

【補助対象事業の内容】

① 除却事業

危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住宅費及びその他の移転に要する費用を補助する。

② 移転事業

危険住宅の移転を行う者に対して意見住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。）をするために要する費用を補助する。

（４）住宅建物取引における措置

特定の開発行為においては、知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結を行うことができない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

６ 市の責務

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために以下に例示する方法により、住民に周知することとする。

（１）平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- ① 土砂災害情報を記載した平面図（ハザードマップ）の作成・公表
- ② 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- ③ 過去の土砂災害に関する情報の提供
- ④ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
- ⑤ 土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施
- ⑥ 山地災害危険地区の周知

（２）緊急時の警戒避難を促すための周知

- ① 雨量情報の提供
- ② 避難の指示等の伝達

７ 地域防災計画で定めるべき事項

- （１）土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- （２）土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達
- （３）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- （４）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- （５）防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地並びに情報の伝達に関する事項
- （６）住民への周知（ハザードマップの配布等）
- （７）山地災害危険地区の周知

※（１）～（５）については土砂災害警戒区域ごとに定める。

第4節 河川、海岸の整備

河川・海岸等施設の破堤による被害は、宅地や工場用地、農地等に浸水被害をもたらす要因である。これらの施設の安全点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第1 河川施設の整備

本市には、隣接の市との境界にもなっている1級河川の加古川があり、2級河川としては法華山谷川、天川及び西浜川、準用河川としては松村川、普通河川としては鹿島川が市内を流れている。

準用河川松村川及び普通河川鹿島川においては、平成24年度に鹿島川・松村川河川整備計画を策定し、順次河川改修及び松村川排水機場建設を進めており、松村川排水機場が令和6年3月に完成した。

1 河川施設の整備

- (1) 耐震性を有する設計の実施
- (2) 津波に対処する水門・閘門及び内水排除施設の操作体制
- (3) 危険度が高い河川の周辺地域への周知徹底

第2 海岸施設の整備

1 海岸・港湾施設の現況

本市における港湾については、高砂本港区、高砂西港区、伊保港区、曾根港区の4港区が東播磨港に属している。

海岸線は、播磨灘に面し、ほとんど屈折なく直線をなしており、全延長は約5kmで防潮堤が構築されている。

2 港湾の概要

区 分	名 称	港 区	管 理 者
重要港湾	東播磨港	高砂本港区	兵庫県
		高砂西港区	〃
		伊 保 港 区	〃
		曾 根 港 区	〃

3 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

4 災害危険箇所の調査、整備

- (1) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

- (2) 災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

第3 ため池施設の整備

地震により発生が予想されるため池の決壊による洪水災害から、生命・身体及び財産の安全を確保するために、ため池の整備を関係機関と協議のうえ計画的に実施し、災害の発生を防止する。

1 ため池管理

- (1) 監視員を配置する。
- (2) 応急対策機材（土のう、ムシロ、杭、縄等）を準備する。
- (3) 大雨が予想される場合は洪水吐の切欠きの堰板を撤去、もしくは取水施設（斜樋、底樋）を開放して減水する。
- (4) 洪水吐の小さい池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- (5) 堤防が決壊した場合は土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (6) ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第5節 交通関係施設の整備

第1 道路施設の整備

大災害時における道路施設は、避難のほか緊急輸送等の応急対策活動上の最も重要な施設であり、国、県が管理するものについては、耐震補強等の推進を要請するほか、市が管理するものについても同様の処置を講じ、多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

1 市道、橋梁の整備

市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

また、その整備にあたっては、災害時の応急対策の中心的役割を果たす施設や避難場所周辺の道路、またそれを有機的に連携させる道路に特に配慮する。

幹線道路にかかる橋梁については、全部永久橋に改修されているが、一部に老朽化したものもみられるので、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき防災事業を計画的に実施していく。

(1) 市道の現況

(令和6年3月31日現在)

種 別	路 線 数 (本)	延 長 (m)	舗装道		未舗装道	
			延 長 (m)	%	延 長 (m)	%
市 道	1,944	381,755	371,486	97.3	10,269	2.7

(2) 橋梁の現況

種 別	幹線道路の永久橋	
	数	延 長 (m)
市 道	47	1,545

第2 鉄道施設の整備

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講じ、被害を最小限にとどめるための安全性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 JR施設防災計画

(1) 予防態勢

JR宝殿駅、曾根駅の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合に、車両と施設を守り、旅客及び係員の安全保持に全力を尽くし、災害を最小限に防止することに努める。

(2) 事業計画

駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化。

(3) 事業内容

- ① 耐震設計の計算方法については従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。
- ② 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。
- ③ 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、国土交通省に設置された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。

第6節 ライフライン関係施設の整備

各生活関連施設について、耐震性・耐火性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。
なお、電気、ガス、電話の各施設については、各機関がそれぞれの事業計画により担当する。

第1 電力施設等の整備

1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 内容

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

① 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

イ 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し、災害に関する情報の提供および収集など協調をとる。

② 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

③ 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

④ 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

⑤ 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との連携

- イ 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ウ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- エ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- オ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- カ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(2) 災害予防に関する事項

① 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

② 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。さらに、関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③ マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

④ 津波からの避難対策

関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

⑤ 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 地震動への対応

(ア) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応

じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(イ) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(ウ) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(エ) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ 津波への対応

(ア) 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

(イ) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(ウ) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(エ) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

(オ) 流通設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

(3) 防災業務施設および設備等の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

① 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

イ 潮位、波高等の観測施設および設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設および設備

ア 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備な

らびに情報伝達手段の強化を図る。さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

(ア) 無線伝送設備

- a. マイクロ波無線等の固定無線回線
- b. 移動無線設備
- c. 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

- a. 通信ケーブル
- b. 電力線搬送設備
- c. 通信線搬送設備、光搬送回線

(ウ) 交換設備

(エ) I P ネットワーク回線

(オ) 通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

③ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

④ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

④ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易

にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。

⑦ 復旧用資機材の分散配備

復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

⑧ 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実

津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(5) 電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

（カ）屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

（キ）電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

（ク）台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

（ケ）その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(6) 安定的な電力供給に向けた連携強化

市、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。

第2 ガス施設等の整備

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

1 ガス施設の整備（大阪ガスネットワーク㈱）

(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工することとする。

- ① 高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。
- ② 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。
- ③ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

- ① 地震計の設置
- ② ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入
- ③ 保安用通信設備の整備
- ④ 災害応急復旧用無線電話
- ⑤ 導管網ブロック化
- ⑥ 緊急時のガス供給システムの強化
- ⑦ マイコンメーターの設置
- ⑧ 復旧作業を効率化する技術の向上

(3) 防災体制の整備

- ① 要員の確保
- ② 教育訓練

2 LPガス施設の防災体制の整備等（(一社)兵庫県LPガス協会）

(1) ガス施設の耐震性強化

- ① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあってはPE管）の導入を進める。
- ② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。

(2) 防災システムの強化

- ① 集中監視システムの導入
- ② 安全機器の取り付け促進
- ③ 地域防災事業所の設置
- ④ 災害対策本部の設置
- ⑤ 災害時電話相談所の設置

(3) 防災体制の整備

- ① 要員の確保並びに教育訓練
- ② 関係団体との相互協力体制の確立
- ③ 都市ガスとLPガス協会加印支部の相互通報協定の締結
- ④ 防災訓練等の実施と参加
- ⑤ 緊急点検工具類等の定期的な整備と充実
- ⑥ 臨時供給等に備えての機器類の確保
- ⑦ 病院・避難所・高齢者宅・障がい者宅などへの優先供給体制の確立
- ⑧ 人命救助のため市民救命士等の資格取得者によるライフセーバー隊の結成

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- ① 関係団体と連携しての消費者安全教室等の開催
- ② ラジオ局との災害時における対策放送協定の締結
- ③ 災害対応用バルクシステムの普及・啓発
- ④ LPガス自動車とLPガス発電機の普及・啓発

第3 電気通信施設等の整備

西日本電信電話㈱、KDD I ㈱は、電気通信施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 西日本電信電話㈱の電気通信施設の整備

〔実施担当機関〕 西日本電信電話㈱兵庫支店

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信設備の耐震化

① 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。

② 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないよう固定し耐震補強を実施している。

イ 電力設備

電力設備は、受電設備、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金具により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施している。

③ 通信設備

ア どう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化を推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

オ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害用対策機材

① 通信途絶防止用無線網及び災対機器の整備・拡充

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星局通信システム

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

② 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資機材の備蓄に務める

(3) 演習体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

① 演習種類

- ア 災害対策情報連絡伝達演習
- イ 災害復旧演習
- ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習

② 演習方法

- ア 広域規模における復旧シミュレーション
- イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

2 KDDI(株)の電気施設の整備

(1) 施設の保全

予備電源設備、燃料及び冷却水の点検と確認を行う。

(2) 資機材の整備・点検

- ① 災害対策用資機材及び車両等の点検、整備を行うとともに、非常配備体制を整備する。
- ② 地震防災応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の点検、整備を行う。
- ③ 緊急措置要領及び設備記録に基づき、資機材の点検、整備を行う。
- ④ 国際通信設備等の巡視、点検を行い、必要に応じて防護措置を実施する。

(3) 防災訓練の実施

- ① 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次の内容の防災訓練を年1回以上実施する。
 - ア 情報連絡（災害予報又は警報の伝達等を含む。）
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における国際通信の疎通確保
 - エ 各種災害対策用機器・設備の操作
 - オ 社員の避難、救援
 - カ 消防、消火
 - キ 国際通信設備等の災害応急復旧
 - ク その他必要とするもの
- ② 国、都道府県又は市町等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

第4 水道施設等の整備

水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 上水道施設の整備（工業用水道施設を含む）

(1) 水道施設の概要

（令和6年4月1日）

施設名	設備	能力等
米田水源地 貯水施設 高所対策 送・配水管 工業用水道	第1集水設備	最大取水能力 16,000 m ³ /日
	第3集水設備	最大取水能力 20,000 m ³ /日
	浄水設備	処理能力 48,000 m ³ /日
	非常用発電機	1,000KVA
	米田水源地調整池	6基 37,000m ³
	日笠山配水池	1基 1,300m ³
		送・配水管総延長 446,242 m 水利権量 $\left[\begin{array}{l} \text{上水 } 0.544\text{m}^3 / \text{秒} \\ \text{工水 } 1.168\text{m}^3 / \text{秒} \end{array} \right.$ 工業用水管総延長 9,835 m

(2) 応急給水用機器の概要

（令和6年4月1日）

名称	数量	保管場所
加圧給水車	2,000 リットル 1台	第2上下水道庁舎車庫
携帯用タンク	15 リットル 270個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6 リットル 6,400個	第2上下水道庁舎車庫
レスキュータップ (応急給水栓)	1式	第2上下水道庁舎車庫

2 水道施設の耐震化

上下水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に整備を進める。

(1) 取水・導水施設

取水口・導水路・取水ポンプ井の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

(2) 浄水施設

着水井・薬品沈澱池・急速ろ過池・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、貯留水の確保及びその他の耐震・耐火整備補強により二次災害の防止を図る。

(3) 送水・配水施設

老朽管の取り替えを進める。また、継ぎ手の整備等を行い、管路の耐震性強化を図る。

3 断水対策

上下水道事業者は、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化、及び浄水を貯留する緊急時、耐震性貯水槽整備を行い、水の安全確保の強化を図る。

4 図面の整備

上下水道事業者は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

5 系統間の相互連絡

上下水道事業者は、導水路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接都市間においても、協定を締結し幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。

6 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編参照）に基づく相互応援活動

県及び県内の各市町及び各水道事業体において締結された協定に基づき、災害対策用資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

7 災害時における応急復旧等業務の応援に基づく応援復旧等業務

協定締結事業者は、地震、風水害、停電、その他の災害により、高砂市が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は高砂市の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務が円滑に行われるよう努める。

8 災害時用の資機材の整備

上下水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

9 教育訓練並びに平常時の広報

上下水道事業者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ① 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- ② 訓練 動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報並びに訓練

① 広報

ア 事前対策及び災害対策

イ 飲料水の確保

ウ 給水方法の周知徹底

エ 水質についての注意

オ 広報の方法

② 訓練

給水訓練等

水道事業建設改良工事計画（令和４年）

送配水管拡張	配水管布設替
	φ 5 0 mm 2 2 3 m φ 7 5 mm 5 4 m φ 1 0 0 mm 5 7 4 m φ 1 5 0 mm 4 2 7 m φ 2 0 0 mm 4 8 2 m φ 5 0 0 mm 3 3 3 m

第5 下水道施設等の整備

下水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 下水道施設の整備

(1) 下水道の現況

高砂市の下水道計画は、当初昭和26年2月24日築造認可を受け、以来、区域拡大等による幾多の変更協議を行い現在に至っている。

高砂市公共下水道事業は、山陽新幹線以南地域については単独公共下水道区域として昭和26年度より事業に着手し、令和3年3月31日に変更協議を行い事業を進めている。山陽新幹線以北地域については流域関連公共下水道区域として昭和63年3月29日に事業認可を受け、昭和63年度より事業に着手し、さらに令和3年3月31日に変更協議を行い事業を進めている。

《公共下水道現況》 (令和6年4月1日現在)

現況	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備 考
	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	3,388 人 6,509 人	5,000m ³ /日 3,200m ³ /日	
	伊保処理区 (分 流 式)	492 ha	29,598 人	14,400m ³ /日	
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	3,054 人		
	加古川下流処理区 (分 流 式)	668 ha	41,527 人		
	計	1,400 ha	84,076 人		
計画	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備 考
	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	4,300 人 7,010 人	5,000m ³ /日 3,200m ³ /日	協議済
	伊保処理区 (分 流 式)	495 ha	29,940 人	14,400m ³ /日	協議済
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	2,950 人		協議済
	加古川下流処理区 (分 流 式)	696 ha	43,100 人		協議済
	計	1,431 ha	87,300 人		

(2) 排水施設整備計画

市域の内水を排除するため、下水道事業計画に位置付けられた排水施設を整備する計画である。

《排水施設整備計画》

(令和6年4月1日現在)

施設名		水系	下水道事業計画	既設	備考
1	高砂浄化センター	加古川 (堀川) (大木曾)	524m ³ /分	524m ³ /分	合流施設雨水ポンプ
2	藍屋町ポンプ場		55m ³ /分	35m ³ /分	
3	沖浜ポンプ場		804m ³ /分	804m ³ /分	
4	荒井ポンプ場	法華山谷川	1,243m ³ /分	1,244m ³ /分	
5	中島ポンプ場		536m ³ /分	540m ³ /分	
6	間の川ポンプ場		780 m ³ /分	780m ³ /分	
7	鹿島第2ポンプ場	松村川 (鹿島川)	639m ³ /分	639m ³ /分	
8	松村川排水機場		384m ³ /分	1,356m ³ /分	
9	天川ポンプ場	天川	870m ³ /分	870m ³ /分	
10	天川第2ポンプ場		463m ³ /分	463m ³ /分	
11	島の川ポンプ場		173m ³ /分	173m ³ /分	

2 下水道施設の耐震性

下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（社）日本下水道協会）に基づき、新設・増設施設について耐震設計を行うこととする。また、既存施設については改築・更新に併せて耐震化を行うこととする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可とう継手の採用
- (4) 老朽化した高砂処理区内の合流管の更生工事の実施
- (5) 長寿命化計画による施設の改築工事の実施

3 システム的な耐震性の強化

下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システムの対応により耐震性の向上を図ることとする。また、電力や水道の停止時の機能保持のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

- (1) 重要な管渠の2系統化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

4 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の地震被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施することとする。また、必要に応じて地震対策を講じておくこととする。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 震災の可能性が高い箇所の把握

5 災害時用の資機材の整備

下水道事業者等は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

6 教育訓練並びに平常時の広報

下水道事業者等は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、教育訓練等を実施することとする。

第 7 節 危険物施設等の予防対策の実施

第 1 危険物施設の予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

高砂市内における危険物施設等は、次のとおりである。

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設の別	危険物製造所	危険物貯蔵所	危険物取扱所	計
施 設 数	1 9	4 5 3	1 5 2	6 2 4

1 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めることとする。
- (2) 市・消防本部及び防災関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。

2 危険物施設の保安対策

- (1) 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安基準を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- (2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選出し、適正な施設管理及び取扱基準の遵守をすることとする。
- (3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。
 - ① 自主的保安体制の確立
防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を阻止するための自主保安体制の確立に努めることとする。
 - ② 事業所相互の協力体制の確立
危険物施設等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡調整して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努めることとする。
 - ③ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

3 消防本部

- (1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。
- (2) 監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

① 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

③ 消防体制の強化

各事業所ごとの防災計画を作成することとする。

④ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第2 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス施設による災害の発生及び拡大を防止するため、施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

高圧ガスに関する事業所数

(令和5年4月1日現在)

施設の別	一般高圧ガス		L P ガス		冷凍
	製造	貯蔵	製造	貯蔵	製造
事業所数	13	—	1	—	8

1 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

(1) 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせる。

(2) 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

(3) 配管

機器との接合部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

(4) 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

(5) 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

(6) 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造とする。

(7) 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

2 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、高圧ガス施設の災害の予防に努める。消防本部は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施する。

- (1) 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備
- (2) 防災資機材の整備（事業所、県）
- (3) 保安教育の実施（事業所、県）
- (4) 防災訓練の実施（事業所、県及び消防本部）

3 防災技術の研究

高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

第3 毒物・劇物施設の予防対策

毒物・劇物施設の災害の発生及び拡大を防止するため、毒物・劇物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 毒物・劇物施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設については、毒物・劇物取扱業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努める。
- (2) 市、保健所及び防災関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行わせる。
- (3) 市、保健所及び防災関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させる。また、市、保健所及び防災関係機関は、立入指導、又は文書等により適正な取扱及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導を講じるよう指導に努める。

2 保安対策

- (1) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物業者に対し、毒物又は劇物によって住民に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (2) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業所ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属処理事業者、運送事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (3) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取り扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

第4 放射性物質の予防対策

放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、放射性物質取扱施設の保全、耐震性の強化

及び保安対策について定める。

高砂市内における放射線障害防止法の対象事業所数は１３である。

※原子力規制委員会ホームページより

１ 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 事業者は、放射性物質取扱施設（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等）について、関係法令の規定に基づき、施設の基準等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況等を調査し、耐震性の強化に努める。
- (2) 関係機関は、関係法令の規定に基づき、立入検査等を行うとともに、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行わせる。

２ 保安対策

- (1) 事業者は、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。
- (2) 市その他防災関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所の把握及び安全管理等の指導等に努める。また、予防対策を実施する機関は必要により防災資機材の整備を図る。
 - ① 放射線による被ばくの予防対策の推進
 - ② 施設等における放射線量の把握
 - ③ 自衛消防体制の充実
 - ④ 通報体制の整備
 - ⑤ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
 - ⑥ 放射線防護資機材の整備

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備（総括部本部班）

第1 防災組織体制

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から防災に係る組織体制の整備・充実に努めるものとする。

1 高砂市防災会議

(1) 設置根拠

「災害対策基本法」 第16条

「高砂市防災会議条例」

(2) 組織及び運営

高砂市防災会議は次のように組織し、「高砂市防災会議条例」の定めるところにより運営する。

委員の別	区 分	機 関 の 名 称	職 名
会 長	市	高砂市	市長
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 姫路海上保安部加古川海上保安署	所長 署長
2号委員	兵庫県の機関	兵庫県東播磨県民局	局長
		兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所	所長
		兵庫県加古川農林水産振興事務所	所長
		兵庫県北播磨県民局	所長
		加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所	
		兵庫県企業庁利水事務所	
3号委員	警察の機関	兵庫県加古川健康福祉事務所	副所長
		兵庫県高砂警察署	署長
4号委員	市の機関	高砂市	副市長
			理事
			技監
			総務部長
			都市創造部長
			上下水道部長
			水道事業管理者
			福祉部長
5号委員	教育機関	高砂市教育委員会	市民部長
			教育長
6号委員	消防機関	高砂市消防本部	消防長
		高砂市消防団	消防団長
7号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	一般社団法人高砂市医師会	会長
		西日本旅客鉄道（株）加古川駅	駅長
		関西電力送配電（株）姫路本部加古川配電営業所	所長
		西日本電信電話（株）兵庫支店設備部	災害対策室次長
		山陽電気鉄道（株）鉄道事業本部鉄道営業部	営業所長
		神姫バス（株）加古川南出張所	副所長
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者	大阪ガスネットワーク（株）兵庫事業部維持供給チーム	マネジャー
		人と防災未来センター	研究員

(3) 所 掌

- ① 高砂市地域防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 高砂市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ その他、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事項

2 その他会議

(1) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、主として大阪湾・播磨灘において大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の極限化を図ることを目的とする。

- ① 排出油等防除（マニュアル）の策定
- ② 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- ③ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ④ 排出油等防除活動に関する連携の推進
- ⑤ 排出油等防除に関する研修及び訓練
- ⑥ その他排出油等防除に必要な事項

(2) 兵庫県石油コンビナート等防災本部会議

石油コンビナート等災害防止法第1条に定める目的を達成するため、石油コンビナート等災害防止法第27条の定めにより、特定地方行政機関、自衛隊、県警察、県、市町、消防機関、公共機関等及び特定事業所で構成する兵庫県石油コンビナート等防災本部を常設設置する。

- ① 防災計画の作成及びその実施に関すること
- ② 防災に関する調査研究に関すること
- ③ 防災に関する情報の収集、伝達に関すること
- ④ 災害の発生時に、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- ⑤ 現地本部の設置に関すること
- ⑥ 現地本部に対する指示等に関すること
- ⑦ 国の行政機関及び他の都道府県との連絡調整に関すること
- ⑧ その他、県下の特別防災区域の防災に関する重要な事項の実施に関すること

(3) 高砂市防災対策検討委員会

高砂市における総合的な防災対策について検討するため設置する。

- ① 市域の浸水対策の検討及び実施に関すること
- ② その他防災対策等に係る重要事項に関すること

(4) 高砂市開発調整委員会

災害に強いまちづくり及び危険箇所等での開発を調整するため、委員会に参画する。

- ① 開発事業計画の措置方針に関すること
- ② 公共施設及び公益施設の整備に関すること
- ③ 環境の保全に関すること
- ④ その他委員長が必要と認める事項

(5) 東南海・南海地震防災対策東播磨地域連絡会議

東播磨地域における東南海・南海地震に対する防災対策について、関係機関が連携した取り組み方針の検討や地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

- ① 東南海・南海地震に係る地域課題の抽出と対応策の検討
- ② 地域住民等への津波等に係る防災意識の啓発
- ③ 各機関の対応策等に関する情報の共有
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

(6) 防災教育推進連絡会議

教育委員会・学校関係者・防災担当部局の三者が相互に連携を図り、学校防災体制の整備・充実及び「兵庫の防災教育」の深化・充実に向けた具体的な取組状況と推進上の新たな課題について協議を行う。

会議は、主として次の事項について協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と市町防災部局・自主防災組織との連携強化に関すること。
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整に関すること。
- ③ 地域と連携した防災訓練等の効果的な実施方法に関すること。
- ④ 「兵庫の防災教育」実践上の課題の整理と調整に関すること。

第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

1 24時間即応体制の確立

市は、災害発生後速やかに災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、特に、夜間・休日における宿直及び消防本部から防災担当職員への連絡体制の整備・充実に努める。

2 即時参集可能職員の確保

災害発生後速やかに参集し、初動の応急対策（情報収集等）にあたる職員について、市庁舎の近隣に居住する職員等の中からあらかじめ指定しておく。

3 災害対策要員等への連絡手段の確保

災害発生時の緊急呼び出し体制の整備・充実に努めるため、災害対策本部員や幹部職員等に対する携帯電話の配備等について検討する。

また、各部・班の連絡網を作成し年度当初に整備する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練（総括部本部班・消防部）

市は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員や消防団員等の研修・訓練を実施する。

第1 情報収集・伝達訓練の実施

職員等による初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るとともに、通信機器操作に係る研修・訓練を実施する。

第2 緊急参集訓練の実施

夜間等の勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

第3 総合防災訓練等の実施

県、近隣市町、その他防災関係機関等と共同で総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練の実施時期・実施場所・想定被害・訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」に定めるところによる。

第4 津波避難訓練等の実施

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第2節「防災訓練計画」で定められた、津波避難訓練計画等を実施する。また、第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」で定められた、職員に対する教育を実施する。

第5 各種研修等の参加

県主催の防災カレッジ、フェニックス操作研修、人と防災未来センター主催の災害対策専門研修及び各種オープンフォーラム・シンポジウム等に防災担当職員及び各部関係職員は、積極的に参加する。

第3節 広域防災体制の確立（総括部本部班・水道部・医療部・消防部・生活環境部）

市は、大規模災害や広域的な災害に対し、県、近隣市町、防災関係機関と連携・協力して対処するため、広域防災体制の確立に努める。また、南海トラフ地震防災対策推進外の市町との応援協定への締結について推進する。

第1 相互応援体制の整備

1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対応を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

〔構成機関及び市町〕

県 兵庫県

市 兵庫県内29市

町 兵庫県内12町

2 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編参照）

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的に、相互応援協定を締結している。

〔構成市町〕

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

多可町、稲美町、播磨町

3 姫路市との災害時相互応援協定（資料編参照）

隣接市としての共助・連帯の精神に則り、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、相互応援協定を締結している。

4 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編参照）

大規模な災害が発生し、県及び近隣市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定では、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

〔構成団体〕

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、岡山県玉野市、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、21市1町

5 播磨広域防災連携協定（資料編参照）

(1) 協定の趣旨

この協定は、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災訂正を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223

号) 第8条第2項の規定に基づき、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、広域防災連携協定を締結している。

〔構成団体〕

高砂市、姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

(2) 広域避難体制の整備

大規模広域災害のおそれがある場合に、円滑な広域避難が可能となるよう、播磨地域広域避難計画に基づき、播磨地域の防災対策の推進を図る。

県や他市町等と連携して広域避難に関するさらなる検討を進めるとともに、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- ① 大規模水害が市民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- ② 関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的な避難・受入方法を含めた手順、オペレーション等を定めるとともに、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ③ 避難場所について、市内施設の使用可能性や、市内の広域避難対象者数の把握などを進め、広域避難場所の確保を推進する。
- ④ 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。

6 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（資料編参照）

水道災害において、県各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力して実施する県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めている。

7 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（資料編参照）

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、相互扶助精神にもとづき、速やかに応援協力することを目的に、協定を締結している。

8 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編参照）

災害発生時において、各市町及び関係一部事務組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

9 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局と高砂市は、災害時等において、国土交通省近畿地方整備局が高砂市に対する応援が円滑に行われるよう、災害時等の応援に関する申し合わせを行っている。

10 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（資料編参照）

① 応援の内容

- ア 情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」含む。）
- イ 国土交通省近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- オ 国土交通省近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- カ 通行規制等の措置
- キ その他必要な事項

② リエゾンの派遣

高砂市からの要請があった場合または国土交通省近畿地方整備局が必要と判断した場合に国土交通省近畿地方整備局は、高砂市の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

第2 防災関係機関との連携強化

市（消防機関）は、広域消防応援協定（資料編参照）の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 民間企業等との協力体制の推進

市は、各種民間企業（協会・団体等）・民間病院・自治会施設等へ災害発生時に支援協力要請が出来るよう協定の締結に推進する。

- 1 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）
- 2 災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定（㈱カネカ高砂工業所）
- 3 避難所に関する覚書
- 4 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定（イオンリテール㈱近畿カンパニー等）
- 5 防災活動への協力に関する協定（㈱フジ）
- 6 災害時における緊急放送の協力に関する協定（BAN-BANネットワークス㈱）
- 7 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（コカ・ボトラーズジャパン㈱）
- 8 災害時における避難場所提供に関する協定（Oホテル高砂）
- 9 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（サントリーフーズ㈱）
- 10 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）
- 11 災害支援ボランティア活動に関する協定（高砂市社会福祉協議会）
- 12 災害時における応急活動に関する協定（登録・指定給水工事登録業者19者）
- 13 災害時における応急対策等に関する協定（兵庫県建設業協会加印支部）
- 14 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）
- 15 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県LPガス協会加印支部）
- 16 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（第一環境㈱兵庫支店）
- 17 播磨広域連携協議会と日本郵便㈱と連携・協力に関する協定（日本郵便㈱近畿支社）
- 18 災害時における電気設備等の復旧に関する協定（兵庫県電気工事工業組合加古川支部）
- 19 災害時における畳の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
- 20 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定（釜谷紙業㈱）
- 21 災害時における支援協力に関する協定（㈱ハローズ）
- 22 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱）
- 23 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン）
- 24 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）
- 25 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（釜谷紙業㈱・セッツカートン㈱）
- 26 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（ハリマニックス㈱）
- 27 防災情報等の提供に関する協定（ファーストメディア㈱）
- 28 災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営時に関する協定（兵庫県トラック協会東播支部）
- 29 災害時における支援協力に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会）

- 30 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（高砂アマチュア無線通信協力会）
- 31 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（㈱カンキ・山喜産業㈱・西尾レントオール㈱）
- 32 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定（兵庫トヨタ自動車㈱をはじめとする兵庫県オールトヨタ 6 社）
- 33 災害時における物資供給に関する協定（㈱いない・㈱ナフコ）
- 34 災害時における連携協力に関する協定（兵庫県弁護士会）
- 35 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便㈱）
- 36 災害廃棄物等の処理に関する協定（大栄環境㈱）

第 4 受援体制

市は、大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを作成する。

なお、受援の手順や役割分担の詳細については、「高砂市災害時受援計画」による。

第4節 災害対策拠点及び防災拠点等の整備（総括部本部班）

市は、災害対策及び防災活動の拠点となる施設をあらかじめ定め、防災機能等の整備・向上に努める。

第1 災害対策拠点の整備

災害時における災害対策拠点となる市役所については、非常時の業務継続を考慮したものにするとともに災害対策を実施する上で必要な諸機能の整備を図る。

1 機能

- (1) 各種情報の収集・処理・伝達・提供機能
- (2) 災害対策の審議・決定機能
- (3) 災害応急活動の指揮・指令機能

2 主な設備

- (1) テレビ・ラジオ・ビデオ
- (2) 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
防災ワークステーションを設置し、県庁・県民局・土木事務所・各市町消防本部等と、兵庫衛星通信ネットワークシステムで結んでおり、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。
- (3) 通信機器
 - ① 電話・FAX
 - ② 兵庫衛星通信ネットワークシステム
 - ③ 防災行政無線
 - ④ パソコン（インターネット対応）
 - ⑤ 携帯電話
- (4) その他
上記の各種設備のほか、高砂市地図・地域防災計画書等を備える。
また、長時間の停電に備え、非常用発電施設等の確保・整備に努める。

3 災害対策拠点の代替施設の整備

市役所本庁舎が被災するなど、予定設置場所が災害拠点施設として機能しない場合に備え、南庁舎を代替施設とする。

また、緊急時における市民への災害情報、災害状況の伝達手段として防災行政無線（同報系）を活用することとし、市役所本庁舎から屋外受信局へ一斉放送を行う。

第2 地域防災拠点の整備（応急対策第1部土木班）

市は、災害時における避難地としての機能を確保しつつ、市域に係る救援・救護、応急対策活動の拠点となる地域防災拠点を指定・整備する。また、応援行政機関から活動拠点の設置の申し出があった場合は、庁舎周辺施設及び市駐車場を提供するものとする。

1 役割

地域防災拠点は、広域防災拠点（県が設定）から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消

防、救援・救護、応急対策等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能・役割を担う。

2 機能

地域防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材等の集積配送スペース
- ② 防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点との通信設備
- ⑤ 非常用発電施設
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽等
- ⑧ 避難スペース

3 設置場所

地 区	施設名 「活動拠点」	主たる用途	活動部隊
曽 根 地 区	天川東公園	地域防災拠点・一次避難地	警察・消防
米 田 地 区	米田多目的広場公園	地域防災拠点・一次避難地 応急仮設住宅建設候補地	警察・消防 自衛隊
	総合運動公園	地域防災拠点 臨時ヘリポート 救援物資集積場所(陸上競技場・野球場) 広域応援部隊活動拠点(公園・駐車場) 広域避難地(公園・駐車場) 避難所(総合体育館) 応急仮設住宅建設候補地 (サブグラウンド・多目的広場) 遺体安置所(総合体育館内)	警察・消防 自衛隊
阿弥陀地区	市ノ池公園	地域防災拠点・一次避難地 臨時ヘリポート 自衛隊受入拠点(駐屯スペース)	警察・消防 自衛隊

* 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要があり、そのための拠点を「活動拠点」といい、その候補地として上記の4箇所が位置付けられている

第3 コミュニティ防災拠点の整備（避難対策部総務班）

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を担う。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 災害時において避難生活等が可能な機能
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 情報通信設備
- ④ 地区内の防災活動に必要な設備
- ⑤ 電気・飲料水等の自給自足機能

3 設置場所

地 区	施 設 名
高 砂 地 区	高 砂 小 学 校
荒 井 地 区	荒 井 小 学 校
伊 保 地 区	伊 保 小 学 校
	伊保南小学校
中 筋 地 区	中 筋 小 学 校
曾 根 地 区	曾 根 小 学 校
米 田 地 区	米 田 小 学 校
	米田西小学校
阿弥陀地区	阿弥陀小学校
北 浜 地 区	北 浜 小 学 校

*隣接施設の伊保地域交流センターは、避難所及び救援物資集積所、幼稚園・こども園は炊き出し施設として位置づける

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用（総括部本部班・消防部）

市は、災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備及び運用に努める。

第1 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用

災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の整備充実・運用により、県・市町・消防本部・警察本部・警察署及び関係公共機関と連携した迅速かつ的確な災害応急対応を図る。

(1) 災害対応総合情報ネットワークシステム管理運営協議会

災害対応総合情報ネットワークシステムについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営に関すること。
- ③ 災害対応総合情報ネットワークシステムの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ 災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置のうち管理運営上必要と認める機器の整備に関すること。
- ⑤ その他、管理運営上必要と認める事項

第2 災害無線通信体制の充実強化

1 非常通信体制の整備充実

災害時等に加入電話若しくは携帯電話等が使用できないとき、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、日頃より非常通報の電送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第3 高砂市防災行政無線の充実強化

災害時の被害情報収集及び災害対策本部との連絡等を迅速かつ円滑に行うため、災害時における情報伝達手段の充実強化に努める。また、施設の維持補修については、「高砂市防災行政用無線局管理運用規程」（資料編参照）等を制定し、定期的な点検を実施し、常に通信に支障を来すことのないよう、万全な管理に努める。

1 同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備にともない、高性能スピーカ、防災情報自動配信システム等の導入を行い、更なる災害時における情報伝達手段の多様化・多重化を図る。第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第3「災害時の通信手段の確保」参照

2 防災情報自動配信システム

防災行政無線の放送内容をスマートフォンに音声で届けることができるアプリ「たかさご防災アラート」による情報伝達を行うとともに、アプリの周知・加入促進を図る。

また、視覚や聴覚に障がいがある方や、スマートフォンを所持していない方に対しては、緊急情報を電話やFAXによる情報伝達を行い、配信サービスの周知・加入促進を図る。

第4 兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）

兵庫県防災行政無線は、防災対策に係る防災情報等の受伝達を行うとともに、平常時における行政事務の効率化、県民への各種情報の提供等を図ることを目的とした防災行政無線局と衛星通信回線等により構成された県の総合情報通信網であり、本市では本庁舎及び消防本部に設置されている。

設 置 場 所		地球局番号	衛星電話 交換台	衛 星 ファクシミリ
本庁舎4階危機管理室	荒井町千鳥1丁目1番1号	2 1 6	5 2	6 1
高砂市消防本部	伊保4丁目5 5 3番地の1	7 6 4	4 3	6 2

(1) 兵庫衛星通信ネットワーク管理運営協議会

兵庫衛星通信ネットワークについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営に関すること。
- ③ 兵庫衛星通信ネットワークの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ その他、管理運営上必要と認める事項

第5 地域防災無線の整備

市は、市域内の警察、病院、NTTなど、防災関係機関との連絡を確保するため、地域防災無線網の整備を進める。

第6 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の情報及び平時における救急医療の情報提供を行なう。

第7 災害時優先電話の配備

市は、災害時優先電話の配備・指定について、PHSを導入し、緊急連絡体制の確立を図る。

【携帯】

070-6523-8826
070-6514-7726
070-6526-7817

第8 防災ネットたかさご

市は、災害発生時に、防災行政無線、広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、近年普及がめざましい携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、メール登録された方に直接、災害情報、避難情報等の緊急情報を配信するシステム（「防災ネットたかさご」）による情報提供を行なうとともに、「防災ネットたかさご」の周知・加入促進を図る。

1 情報提供内容

(1) ホームページ掲載内容

- ① 高砂市からのお知らせ
- ② 休日の救急当直医情報
- ③ 避難所情報
- ④ 防災の心得
- ⑤ 地震対策
- ⑥ 災害時に便利な伝言サービス

(2) メール配信内容

- ① 緊急情報お知らせメールによる高砂市内の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の緊急情報
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる大雨などの気象警報の発表及び解除等の情報
- ③ 緊急地震速報お知らせメールによる震度4以上の地震や津波に関する情報
- ④ お知らせメールによる高砂市からの各種情報

2 「防災ネットたかさご」の周知・加入促進について

市は、さまざまな情報伝達手段を確立するため、「防災ネットたかさご」「ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ」「たかさごナビ」の周知・加入促進を図る。

(1) 周知・加入促進

- ① 出前講座、防災訓練、各種講演会等での加入案内
- ② 自主防災組織をはじめとする各種団体への加入案内
- ③ 各機関紙への掲載

(2) 緊急お知らせメールの利活用

- ① 緊急お知らせメール機能を活用しての総合防災訓練の実施
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる気象警報等の迅速な確認

第9 緊急地震速報受信システムの整備

更なる地震対策の充実を図るため、各施設に緊急地震速報受信装置の設置を検討するとともに、将来的には全国瞬時警報システム（J アラート）の導入・整備を図り、J アラートによる緊急地震速報の伝達に努めることを検討する。

1 緊急地震速報受信装置導入の目的

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は短いものであるが、この間に何らかの対策を講じることができれば、地震被害の防止・軽減が可能である。今後、各施設に緊急地震速報受信システムの導入及び伝達手段の整備を図り、人的被害の軽減に努めることとする。

2 緊急地震速報の利活用

各施設においては、緊急地震速報を受信又は情報を伝達された時にどのように行動するか等、有用な手段・設備等について検討することとする。

(1) マニュアルの作成

緊急地震速報の利活用にあたっては、次の検討内容について関係者間の意識の共有を図り、活用方法を明確にするため、マニュアルを作成する。

- ① 施設利用者の安全確保の適切な方法
- ② 混乱防止のためにとるべき対応及び来客者等への事前周知の方法
- ③ 訓練方法
- ④ 留意事項等について

(2) 対応行動指針の作成

マニュアルを実効性があるものとするため、次の内容を検討して対応行動指針を作成する。

- ① 施設内の調査
- ② 猶予時間の設定
- ③ 上記の内容を考察し、対応行動をわかりやすくする概略図の作成

(3) 対応行動補助設備の活用

場所ごとの適切な対応行動を案内する掲示物等を整備する。

3 訓練の実施

庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練（放送を行い一時的に対処行動をとる）については、定期的の実施することとする。

第6節 出火予防・初期消火体制の整備（消防部）

消防本部は、災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備を図る。

第1 消防組織

常備消防として高砂市消防本部が、また、非常備消防としては高砂市消防団がそれぞれ設置されている。

（令和5年4月1日現在）

組	織	構成員
消防本部	本部(署)	76
	高砂分署	20
	合 計	96
消防団	団本部	8
	高砂分団	69
	荒井分団	74
	伊保分団	134
	曾根分団	74
	米田分団	96
	阿弥陀分団	124
	北浜分団	89
	合 計	668

第2 火災予防対策

1 一般予防対策

- (1) 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。
- (2) 地域の自主防災組織や事務所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- (3) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせる。
- (4) 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

- (1) 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。

また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等、特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等、区域内の火災予防を図る。

- (2) 建築物等の新築にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

3 人命危険対象物火災予防(消防法令違反に対する是正指導の推進)

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正促進を行うなど、人命危険対象物の一掃を図る。

4 住宅防火対策の推進

高齢者社会を背景とした住宅防火対策として、住宅火災による死者数を抑制するため、住宅用防災機器等の普及活動及び防火教室等を通じて市民の防火意識向上のための教育を行なう。

5 防火管理者等の育成と活用

- (1) 学校、病院、工場等、政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。
- (2) 防火管理者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

6 特殊危険物の予防対策

放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

7 泡消火薬剤の備蓄

大規模な危険物火災や危険物の漏洩に対処するため、水溶性液体にも対応できる泡消火薬剤の備蓄に努める。

第7節 消防防災施設・設備の整備（消防部）

消防防災施設・設備の整備等により、消防力の強化を促進する。

第1 震災時における総合的な消防計画の策定

震災時の火災に対応する総合的な消防計画を策定する。

第2 消防署等の耐震性向上

消防署等が震災時の応急対策拠点となること等を考慮し、耐震性の向上を図る。

第3 消防施設・設備の整備

1 現況

(1) 消防ポンプ車等

(令和5年4月1日現在)

種 別 \ 配 置		消防本部	高砂分署	計	消防団本部	高砂分団	荒井分団	伊保分団	曾根分団	米田分団	阿弥陀分団	北浜分団	計	合計
自動車	消防ポンプ車	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	7	9
	水槽付消防ポンプ車	1		1										1
	特殊車	化学消防ポンプ自動車	1	1	2									2
		はしご付消防自動車	1		1									1
	救急自動車	資器材搬送車	2		2									2
		原液搬送車	1		1									1
		救助工作車	1		1									1
	救急自動車		3	1	4									4
	その他車両	指揮車	1		1									1
		支援車	3		3	1							1	4
		連絡車	3		3	1							1	4
その他	可搬式ポンプ	4	1	5	2	1	4	5	1	6	8	4	31	36
	救助ボート	3	1	4			1	1	1	1	1	1	6	10

(2) 消防水利

(令和5年4月1日現在)

地区\水利	消 火 栓	防火水槽 40m ³ 以上	防火水槽 40m ³ 未満	プー ル	井 戸
高 砂	219	14		5	
荒 井	280	20	1	2	
伊 保	432	14	1	2	
中 筋	133	7		2	
曾 根	252	10		3	
米 田	340	13		3	3
阿弥陀	280	21	3	2	
北 浜	137	7	2	1	
計	2,073	106	7	20	3

(3) 消火薬剤

(令和5年4月1日現在)

消 防 本 部	9,200 リットル
消 防 団	280 リットル
計	9,480 リットル

2 整備計画

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、県策定の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な整備を進める。

(1) 消防力の基準、消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

① 人員の増強

消防施設の拡充整備を図るとともに、年次計画により人員増強を図り、消防体制の万全を期する。

② 機械器具の整備

現有消防用車両の整備を図るとともに、特殊火災に備えて各種の消防用資器材の確保に努める。

(2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

① 消火栓

道路の新設等により住宅の増加が急激に進展することが予想されるため、水道事業計画と併せて消火栓の新設を年次計画により実施する。

③ 防火水槽

防火水槽については年次的に新設を計画しており、40m³級以上の地下式耐震性防火水槽を消防水利の基準にし、低率地域を重点に整備する。

③ 自然水利

河川、池、海等の自然水利については、活用を図るための調査を十分行う。

第8節 防災資機材の整備（総括部本部班・消防部）

市は、震災時に必要な防災資機材等の整備充実を図る。

第1 住民用資機材

住民用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

住民用資機材は、原則としてコミュニティ防災拠点に配分・備蓄する。

第2 救助資機材

1 住民用の救助資機材

高砂市自主防災組織補助金（資料編）の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

2 救助要員用の救助資機材

救助要員用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

救助要員用資機材は、原則として地域防災拠点に備蓄する。

第3 拠点用資機材

地域防災拠点の運用に必要な資機材について、備蓄品目・数量等を定め、地域防災拠点への計画的な備蓄に努める。

第4 水防用資機材

「高砂市水防計画」の定めるところにより、水防倉庫、器具、資材等を整備する。

第9節 災害ボランティア活動支援体制の整備（救助部援護班）

市は、大規模な災害が発生し救援活動が長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備に努める。

第1 受入体制の整備

大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、県が管理運営を行う県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）などのボランティアに協力を得ることとし、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの養成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
- (4) 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- (5) 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等の住民との円滑な関係づくり
- (6) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定（社会福祉協議会作成）

第2 ボランティア活動支援拠点の整備

平常時における各種ボランティア活動が災害時にも活かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害ボランティア活動支援拠点（災害ボランティアセンター）の整備に努める。（高砂市ユーアイ福祉交流センター）

第3 災害ボランティア活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、次のような条件整備に努める。

- (1) 災害に係るボランティアコーディネーターの養成
- (2) 災害ボランティア用活動マニュアルの作成
- (3) 災害ボランティアのネットワーク化
- (4) 災害ボランティア活動拠点の整備
- (5) 災害ボランティア活動資機材の整備
- (6) 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくり

第4 災害ボランティア等の確保

- (1) 被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援
- (2) 県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）の活用

第10節 備蓄体制等の整備（総括部本部班）

市は、災害発生直後に必要となる食料・物資等の備蓄・調達体制の整備に努める。

第1 備蓄の基本的方針

- (1) 災害発生から3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料・飲料水・生活必需物資を備蓄するように、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- (4) 市の備蓄量は、山崎断層帯地震発生時避難者想定数3日分（うち1日分は現物備蓄）を備蓄するよう努めることとする。また、各種民間業者等から確保出来るよう各種物資等の調達に関する協定の締結に努める。
- (5) 市の災害対策要員は、常時3日分の備蓄に努めなければならない。

第2 民間との協定促進

災害時における各種物資等の調達等に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な物資等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

1 協定締結済み（資料編参照）

緊急時における生活物資確保に関する協定 【生活協同組合コープこうべ】

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

【イオンリテール(株)近畿カンパニー等】

防災活動の協力に関する協定 【フジ(株)】

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定 【コカ・コーラボトラーズジャパン(株)】

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定 【サントリーフーズ(株)】

災害時における支援協力に関する協定 【(株)ハローズ】

災害時における物資供給に関する協定 【(株)ナフコ】 【(株)いない】

第3 食料

1 食料給与対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の1回分相当量を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、想定される被災者の1日分相当量から上記(2)の量を差し引いた数量分を、防災倉庫等に現物備蓄するよう努める。

3 備蓄品目

主な備蓄品目について、高齢者や乳幼児・アレルギー体質者等のニーズにも配慮し、次のように定める。

- (1) 主 食
炊き出し用米穀（アルファ化米）、育児用調製粉乳等（無添加食品）
- (2) 副 食
即席めん、調理缶詰等

第4 生活必需物資

1 生活必需物資給与対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の毛布を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、その他の備蓄品について想定される被災者の1日分相当量を、防災倉庫等に現物備蓄又は流通在庫備蓄するよう努める。
- (4) 市は、幼児・女性等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もるものとする。

3 備蓄品目

主な備蓄・調達品目について、次のように定める。

また、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要となると考えられる品目については重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮する。

（令和6年4月現在）

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況
寝 具	毛布	防災倉庫 590 枚 文化会館 670 枚 各小学校(10箇所) 6,250 枚 各中学校(6箇所) 2,100 枚 各高等学校(4箇所) 120 枚 各地域交流センター(8箇所) 160 枚 各自治会館(21箇所) 500 枚
	アルミブランケット	防災倉庫 800 枚 各小学校(10箇所) 2,100 枚 各中学校(6箇所) 700 枚
日 用 品	タオル	各小学校(10箇所) 4,800 枚
		第二上下水道庁舎 6,720 枚
	乳児用紙おむつ	防災倉庫 472 枚

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況
日 用 品	大人用紙おむつ	防災倉庫 168 枚
	生理用ナプキン	防災倉庫 1,584 枚
	哺乳ビン	防災倉庫 138 本
食 品	アルファ化米（白がゆ）	各小中学校・高校・自治会館・防災倉庫 28,000 食
	アルファ化米（わかめ）	各小中学校・防災倉庫 17,000 食
	アルファ化米（きのこ）	各小学校・防災倉庫・地域交流センター 9,300 食
	アルファ化米（田舎）	各小中学校・自治会館・防災倉庫・地域交流センター 2,650 食
	アルファ化米（五目）	各小中学校・高校・防災倉庫 8,000 食
	羊羹	各小中学校 30,800 食
	パン	各小中学校・防災倉庫 1,872 食
	粉ミルク新生児用	防災倉庫 5,000 本
	粉ミルク 9 ヶ月～用	防災倉庫 5,000 本
	粉ミルク（アレルギー対応）	防災倉庫 40 缶
	飲料水（500ml 入り）	防災倉庫・各小中学校・地域交流センター 23,352 本
	飲料水（2l 入り）	防災倉庫・各小中学校・地域交流センター 12,000 本
	防水ライト	防災倉庫 24 個
光熱材料	撮影用照明機材	危機管理室 3 台、防災倉庫 3 台
	発電機	各小学校 10 基
	投光器	防災倉庫 10 基
	合図灯	防災倉庫 3 個
	薪	防災倉庫 10 箱
	ストーブ（備蓄用薪）	防災倉庫 2 台
	ガスボンベ	防災倉庫 13 本
	乾電池	防災倉庫 118 本
	救助工具セット	各小学校 10 セット
	ポータブル発電機	防災倉庫・地域交流センター 9 基
そ の 他	給水タンク（500ℓ）	防災倉庫 2 基
	消火器	防災倉庫 3 個
	メガホン	防災倉庫 5 個
	トリアージ用シート	防災倉庫 1 セット
	コードリール	防災倉庫 23 個
	ロープ	防災倉庫 2 巻
	カナディアンテント	防災資材倉庫 1 張
	テント	防災資材倉庫 6 張
	一輪車	防災倉庫 1 台
	トイレットペーパー	第二上下水道庁舎 3,384 ロール
	簡易トイレ	第二上下水道庁舎・各小中学校 1,158 個
	トイレ袋	第二上下水道庁舎・各小中学校 48,510 枚
	ブルーシート	防災倉庫 748 枚
	組立式ウォータータンク	防災倉庫 15 台

第5 応急給水（水道部・事業班）

1 対 象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備するよう努める。

	給水目標水量
災害発生から3日間	1人1日 3リットル
4日～10日間	1人1日 3～20リットル
11日～20日間	1人1日 20～100リットル
21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

3 供給体制

拠点給水や給水車等による運搬給水に必要な体制の整備に努める。

名 称	数 量	保 管 場 所
加圧給水車	2,000リットル 1台	第2上下水道庁舎車庫
携帯用タンク	15リットル 270個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6リットル 6,400個	第2上下水道庁舎車庫

4 各家庭での飲料水の確保

- (1) 各家庭で、最低1人1日3リットルの飲料水3～5日分をポリタンク等の容器に備え、日頃からこまめに取り替える。
- (2) 各家庭で、風呂の残り湯をとっておいたり、洗濯機に水を貯めておくなど、断水時の生活水の確保に努める。

5 協力体制の整備

- (1) 住民及び自主防災組織等に対し、災害時給水活動の担い手となるよう、貯水及び給水に関する指導を徹底する。
- (2) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編参照）に基づく飲料水の確保を図るほか、災害時給水に対応する。

第6 医薬品等（医療部）

- (1) 市内各医療機関に対し備蓄を奨励する。
- (2) 高砂市医師会との連携を図りながら救護所への備蓄配備を行うとともに、不足の場合の調達手段を講じておく。
- (3) 発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

第11節 緊急輸送体制の整備（総括部本部班・応急対策第1部）

市は、災害時における災害応急活動に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送体制の整備に努める。

第1 地域輸送拠点の整備

災害時における緊急物資等の地域輸送拠点として、地域防災拠点である総合運動公園を指定し、輸送拠点としての機能の整備充実を図る。

第2 高砂市緊急輸送路ネットワークの設定

災害発生後、緊急物資等の輸送を円滑に行うため、兵庫県緊急輸送路（県指定）や地域防災拠点等とのアクセス等に留意し、高砂市緊急輸送道路を設定する。第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第20節「交通輸送対策の実施」参照

1 設定上の留意点

高砂市緊急輸送路ネットワークは、次の各施設と市域に係る兵庫県緊急輸送路（県指定）とのアクセスに配慮し、警察及び関係機関と協議のうえ設定する。

- (1) 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- (2) 地域防災拠点（地域輸送拠点）
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場
- (4) 海上アクセスポイント

2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

大規模災害時における緊急物資の輸送の確保や住民の円滑な避難の確保を行うには、緊急輸送道路を早期に使用できる状態とする必要があるため、緊急輸送道路の沿道に建つ道路を閉塞する可能性の高い建築物の耐震化を図る。

第3 緊急輸送車両の確保

市は、災害応急活動に資する緊急輸送車両の確保に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な車両等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

1 協定締結済み

災害時における応急対策等の協力に関する協定【兵庫県自動車整備振興会加古川支部】

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

市は、空輸による緊急輸送を想定し、市内全域をカバーする観点からヘリコプター離着陸場を第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「ヘリコプター派遣要請計画」のとおり指定する。このうち3箇所（カネカ、総合運動公園、河川公園）は、県が指定するヘリコプター臨時発着場適地に位置づけられている。

第5 海上アクセスポイントの整備

市は、海上からの緊急輸送に備え、高砂港、高砂西港、伊保港、曾根港の耐震岸壁化等を検討する。

第12節 災害医療体制の整備（医療部）

市は、災害時における多数の負傷者等に対する救急医療や災害医療体制の整備に努める。

第1 災害拠点病院

市は、地域の基幹病院となる災害拠点病院として、耐震構造で防災設備も備えた拠点病院を整備する。

・高砂市民病院

第2 災害医療情報の収集体制の整備

高砂市医師会、救急指定病院等と連携をとり、災害時において円滑に医療情報の収集が行えるよう、情報収集体制の整備に努める。

第3 初動医療体制の整備

災害時における負傷者等の災害現場からの救出及び医療救護について、その負傷の軽・重の程度（トリアージ）に応じて迅速かつ適切に実施されるよう、県、高砂市医師会その他の関係機関等の協力を求め、必要な体制の整備を図る。

1 市救護班の編成計画

災害時には必要に応じ、避難応援部健康管理班・医療部・救助部避難行動要支援者対策班等により市救護班を編成するものとする。

県、高砂市医師会及び日赤兵庫県支部と協議して、災害発生時における迅速な応急医療体制整備に必要な緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

2 後方医療体制の拡充・強化

災害時における負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、県その他関係機関に後方医療体制・施設の拡充・強化を要請する。

3 応急救護体制の確立

(1) 機動班

消防（本）部が組織する救急隊、救助隊で、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部の組織における救護班で、救護所において応急措置を行う。

(3) 救護所

災害時に医療応急措置を行う施設として設置する。

【平成7年12月19日後医第34号地域防災計画上の救護所の設置場所等の決定に関する要領】

名 称	場 所	管 轄 区 域
文化会館	高砂町朝日町 1-2-1	法華山谷川以東
竜山中学校	松陽 3-1	法華山谷川以西

(4) 後方医療施設

救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う常設の高砂市民病院等をいう。

4 医師会等との連携強化

高砂市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協力協定締結を推進し、災害時にはそれぞれの専門的技術の提供を依頼する。

第 13 節 被災建築物応急危険度判定制度の整備（避難応援部応急危険度判定班）

市は、平成 22 年 3 月に震災に係る被災建築物応急危険度判定制度等の整備を行った。

第 1 目 的

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから生じる恐れのある二次災害から住民の安全を確保するため、県の支援のもと、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

第 2 被災建築物応急危険度判定実施体制等の整備

- 1 県策定の被災建築物応急危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）に基づき高砂市被災建築物応急危険度判定要綱及び判定業務マニュアルの整備を行う。
- 2 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会及び東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会に参画し、県及び他市町と協力しながら、判定実施体制の整備を図る。

第 3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより人命にかかわる二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災建築物応急危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する認定講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
(1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する 1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士
(2) その他、知事が認める者（公共団体の建築・防災関係の職員）
- 2 市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 市職員及び市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会への参画を促し、市内に必要な数の判定コーディネーターの養成に協力する。
- 4 他市町及び県から被災建築物応急危険度判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第 4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
- (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に係る震前対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。
 - (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

- 1 平常時より、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会（事務局：県加古川土木事務所）等の場を活用し、県及び他市町との連携及び相互応援体制の確保に努める。
- 2 建築関係団体の協力を得ながら、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会における民間判定士との連絡体制の整備に協力する。

第 14 節 家屋被害認定士制度の整備（調査部・調査班）

市は、震災に係る家屋被害認定士制度の整備に努める。

第 1 家屋被害認定士の育成

災害時における多くの被災者支援制度において被災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

- 1 被災証明発行又は家屋被害認定調査において指導的立場となる者を養成するため、家屋被害認定士の研修に計画的に参加する。
- 2 他市町から家屋被害認定士の派遣の要請があれば、実地研修の場にとらえ積極的に派遣を検討する。
- 3 市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

第 2 家屋被害認定士の役割

- 1 災害時に調査員に命じられ、即戦力として被害調査を行なう。
- 2 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- 3 常に自己研鑽を行なうとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行なう。

第 3 他市町との協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他市町との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

第 15 節 被災宅地危険度判定制度の整備（避難応援部応急危険度判定班）

市は、大地震等に係る被災宅地危険度判定制度等の整備に努める。

第 1 目的

市は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震（以下「大地震等」という。）災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

第 2 被災宅地危険度判定制度実施体制等の整備

- 1 県策定の被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）等を踏まえ、高砂市被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアルを策定する。
- 2 兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等に参画し、兵庫県及び他市町と協力しながら、判定実施体制の整備を図る。

第 3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成

大地震等による災害発生時に、被災宅地の危険度判定を円滑に実施し、二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災宅地危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する養成講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより宅地判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 宅地造成等規制法施行令第 17 条各号又は都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする知事等が認めた者
 - (4) その他、建築士法による二級建築士として 4 年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事等が認めた者
- 2 市内の被災宅地危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定の実施に当たり（実施マニュアルに基づき）、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う被災宅地危険度判定業務調整員を、宅地判定士のうちから養成する。
- 4 被災宅地の危険度判定にあたっては、判定を実施する市に実施本部、当該市への宅地判定士の派

遣等の支援を行う県に支援本部を設置し、これらの各本部において、被災宅地危険度判定業務調整員、宅地判定士の受け入れ、組織化その他判定実施にあたって重要な業務を行うこととなるので、市においては、そのスタッフとなるべき判定業務に習熟した本部要員の養成に努める。

- 5 他市町及び県から宅地判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
 - (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に係る震前対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。
 - (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

平常時より、兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等の場を活用し、兵庫県及び他市町と地域の相互支援体制を充実し、判定を円滑に行うため、相互の連絡体制を整備する。

第 16 節 住民避難に係る施設・体制の整備（避難対策部・避難応援部）

市は、災害時における住民避難が円滑かつ速やかに行われるよう、避難施設や避難体制の整備・確立に努める。

第 1 避難施設の指定・整備

避難施設として、浸水想定区域図及び高砂市ハザードマップ（令和 2 年度改訂版）等を参考に避難場所及び避難所を指定し、その防災機能の整備向上を図る。

なお、避難場所とは、避難地（オープンスペース）と避難所を併せ持った施設を指す。

1 避難場所の指定

(1) 役割・機能

- ① 地域ぐるみの防災活動の拠点
- ② 地域への情報伝達の拠点
- ③ 防災活動を行う場合の災害時要援護者等の一時安全避難場所

(2) 指定の目安

- ① 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
- ② ある程度のオープンスペースが確保されていること
- ③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ④ 情報伝達上の便利が得やすいこと
- ⑤ なるべく公共施設であること

(3) 指定避難場所一覧

避難場所として、コミュニティ防災拠点を中心に、市内の小中学校及び高等学校等の施設を指定する。

また、それぞれの避難場所の避難圏として、当該学校に近接する地区を想定する。

指定場所の一覧は、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 7 節「避難対策の実施」9「指定避難施設一覧」参照

2 避難所の指定

(1) 役割・機能

避難所とは、災害時に被害を受け又は受ける恐れのある市民が応急生活をするための場所であり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものである。

災害時には、被災者数等の被災状況を踏まえ、指定された避難所の中から必要に応じ、避難所の開設を行う。（震度 5 弱以上の地震が発生した時は、全施設の開設を行い、それ以下であっても津波注意報が発表された時は、津波避難所及び津波からの一時避難所を開設する。）

(2) 避難所

避難所として、コミュニティ防災拠点を中心に、市内の小中学校及び高等学校の施設（体育館等）及び自治会施設 21 箇所（一時避難所）を含め、58 施設を指定する。

*避難所に関する覚書（資料編）

このうち、高砂小学校及び文化会館は、津波からの避難者の受け入れ施設として津波警報が発表されると同時に開設する。(高砂・伊保浄化センター及びエコクリーンピアはりまは津波からの一時退避所として逃げおくれた市民を収容する。)

また、文化会館は、福祉避難所として位置づける。ただし、文化会館 1 階の多目的室 5、多目的室 6、控室 1、控室 2 及び料理講習室は救護所として医師会と連携して使用することとする。

自治会施設 18 箇所及び生石研修センター（ボランティア宿泊所）は一時避難所として位置づける。

各認定こども園は、災害時においても早期に園児の受け入れを行うため、調理室のみを炊き出し施設として位置づける。

＊津波避難所を除いて、全施設は、応急危険度判定実施後、安全が確認された施設から順次開設する。(指定避難所の一覧については、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 7 節「避難対策の実施」9「指定避難施設一覧」参照)

第 2 避難体制等の整備・確立

市は、避難場所等への住民の安全な避難を確保するため、避難体制等の整備・確立に努める。

1 避難路の設定

災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想されるため、避難活動が円滑かつ確に行われるよう事前に避難路を設定し事前に周知する。

(1) 市指定避難路

広域避難地及び一次避難地に通じる道路又は緑道であって、幅員が 15 m 以上の道路又は幅員が 10 m 以上の緑道が沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道を指定する。

(2) 自主防災会等による指定避難路

地域内で定めた一時避難場所及び避難所に、市指定避難路だけでは、アクセスできない場合は、自主防災会等の組織で事前に避難路を定め住民に周知する。

2 標識等の整備

(1) 避難場所周辺の安全性確保

指定避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い整備を進める。

(2) 誘導標識等の整備

誘導標識、避難場所表示板の整備にあたっては、避難行動要支援者への配慮を含めた内容の検討を行い、適切な整備を進める。

(3) 避難場所案内図の整備

避難場所案内図は、避難場所の配置を図上に示し、地理不案内な者に対してはもとより、施設そのものの所在を知っている住民に対しても避難場所としての周知を図る役割を果たすものであり、適切な避難場所案内図の整備を進める。

(4) ハザードマップの作成

令和 2 年度にハザードマップの改訂を行い全戸配布した。また、被害想定等において見直しがあった場合は修正し、全世帯に配布する。

3 避難誘導体制の整備

(1) 整備の前提となる基本的考え方

- ① 避難者の把握、避難誘導等に際しては、高砂警察署長に協力を要請する。
- ② 広域的な災害による避難指示が出された場合、住民は原則として最寄りの指定避難場所に自主的に避難する。
- ③ 避難の指示が出された場合、市はあらかじめ指定避難場所に職員を派遣するとともに、一定の地域または自主防災組織等の単位で住民を集合させた後、必要に応じ、避難所に誘導する。
- ④ 消防本部は、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路並びに消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等関係機関に通報する。また、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難経路の安全性を最優先してその確保に努める。
- ⑤ 自主防災組織等の団体及び住民は、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者については、早めに避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に努める。

(2) 体制の整備

① 避難誘導体制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等の災害状況について迅速に把握するとともに、関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

② 避難路の整備と安全化

災害時における住民避難の安全性を確保するため、避難路の整備を図る。

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、住民による初期消火体制の充実強化に努める。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した住民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設整備、災害時の運用等について、あらかじめ協議を行う。

イ 避難施設の安全化

指定避難場所及び指定避難所を市街地火災等から防護し、避難した住民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

ウ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行われるよう、指定避難場所に災害時の有線放送及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

④ 避難所運営マニュアルの作成

避難所の運営は、避難者・自主防災組織等が自主的に運営にあたることとしますが、避難者に混乱が起きないように事前に開設から閉所までのマニュアルを作成し市職員、避難者、ボランティア等の役割を定め避難所での生活をできるだけ支援できるよう努める。

避難対策部総括班及び避難対策部避難所第1～第5班と各避難所施設班とで作成する。

第 17 節 避難行動要支援者の支援体制（救助部避難行動要支援者対策班）

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者のうち、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、体制整備に努める。

第 1 地域安心拠点の整備

日頃からの住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が災害時における避難行動要支援者対策にもつながるとの観点から、住民の自立と相互の助け合いを基調に高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点として文化保健センターを指定し、地域安心拠点（福祉避難所）としての整備を図る。

第 2 支援体制

市は、避難行動要支援者体制を充実させるため、県が平成 19 年 3 月に作成した「災害時要援護者支援指針」等を参考に「高砂市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を平成 24 年 8 月に作成した。

そして、全体計画を基に、「高砂市避難行動要支援者支援プラン（個別計画）」の策定に着手している。

今後は引き続き、個別計画の策定や防災訓練を通じた検証を進めるとともに、県が令和 4 年 3 月に改定した「災害時要援護者支援指針」を踏まえ「個別避難計画」として必要事項の見直し等を進める。

第 3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

市は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。

このため、名簿の作成及び活用等について必要な事項を定める。

1 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は、災害が発生したときや災害が発生するおそれのあるとき、ひとりで避難することが困難なため、第三者の支援が必要な下記に掲げる者をいう。

- ・ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- ・介護保険要介護認定（要介護 3～5）で在宅生活している人
- ・身体障がい者（1 級～2 級）で在宅生活している人
- ・知的障がい者（療育手帳 A）で在宅生活している人
- ・そのほか支援が必要と思われる人

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき市の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第 4 項の規定に基づき県知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

3 名簿の更新

市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と共に、名簿の記載事項を最新に保つよう努める。

4 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、市関係部局、消防本部、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員及び県民局をいう。

5 個別避難計画をはじめとする地域における避難計画体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市は、緊急かつ着実に避難情報が伝達されるよう、第3編第3章第7節避難対策の実施1実施責任と実施基準等(2)避難情報の伝達に準じて行うものとし、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日頃から円滑な避難が可能となるよう努めることとする。

8 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

名簿を提供するにあたっては、高砂市避難行動要支援者支援プラン全体計画に基づき、適切に行わなければならない。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要がある場合、避難行動要支援者に係る名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市等は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的入所措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設の対応強化

施設管理者は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

(1) 防災計画の策定

施設管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について、防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

施設管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により、定期的に防災避難訓練を実施する。

(3) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の交流が得られるよう必要な体制づくりを推進する。

3 施設等の対応整備

施設管理者は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項に係る整備に努める。また、市・消防本部は必要な指導助言を行う。

(1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(2) 光・音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

第5 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑かつ迅速な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備し、防災体制整備の指導等を行うなど総合的な土砂災害対策を講じる。

(2) 水防法に基づく浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。

(3) 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等は、ハザードマップ等で市民に周知する。

避難行動要支援者関連施設の名称と所在は資料編に示す。

第18節 災害時帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第1 住民等への普及啓発

- 1 災害時における帰宅困難者を支援するため、県などが構成団体となっている関西広域連携協議会が関西2府5県4政令市を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。この協定に基づき、災害時に交通が途絶した場合に、通勤・通学者などの徒歩帰宅者に対する「水道水」「トイレ」「道路情報」等の提供を行うコンビニエンスストア・外食事業者が「災害時帰宅支援ステーション」として有効に機能するよう、広報紙等で住民へ周知するよう努めることとする。



災害時帰宅支援ステーション・ステッカー

支援可能な店舗には、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が掲示されている。

- 2 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービスや、家族等の中での災害伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行なうとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

第2 帰宅困難者への対応

- 1 帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。
- 2 市、関係事業者は、避難行動要支援者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。

第 19 節 外国人への対応（避難応援部・文化スポーツ施設班）

市は、外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達体制の確立に努める。

第 1 日常の情報提供

高砂市国際交流協会等と連携し、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレット等の発行、ひょうご E（エマージェンシー）ネット等を用いた防火・防災知識の啓発に努める。

第 2 外国人住民等の被災情報の把握

1 被災状況の確認

県、警察、外国人団体、市各災害対策部等と相互に連絡して、外国人住民の被災状況を確認する。

2 ニーズの把握

高砂市国際交流協会等を通じてニーズを把握する。

第 3 外国人住民等への情報提供

1 相談体制の確立

災害時に開設する相談窓口において、ボランティアを活用するなどの方法により、可能な限り多言語による相談体制の確立に努める。

2 災害情報の提供

高砂市国際交流協会等の協力を得ながら、多言語による生活ガイドブックや「ひょうご E（エマージェンシー）ネット」等を用いた情報提供ならびに、多言語による防火防災対策の啓発に努める。

3 避難誘導の対応等

災害時の避難に係る誘導標識、避難場所案内板について、一般図記号の使用をすすめる。

4 避難所運営時の配慮

避難所に、外国人が分かるように災害時多言語表示シートを準備し、適宜表示を行う。また、外国人の生活習慣や宗教を尊重し、避難所生活では可能な限り配慮を行う。

第 4 外国人住民等への研修等

1 研修会の実施

日本における災害時の特性を学ぶ研修会を「やさしい日本語」などを用いて実施し、日本における災害の特性を学ぶとともに、日本人・外国人、双方の交流の促進を図る。

2 訓練への参加

外国人へ市や地域が開催する防災訓練への参加を促し、災害時に実際に行うべき行動を学ぶとともに、訓練参加者との交流を図る。

第 20 節 津波災害対策の推進（総括部本部班＋応急対策第 2 部・応急対策

第 1 班）

市は、津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波予報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、市民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進に努める。

第 1 防潮堤等海岸施設の整備

市、県及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合は、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

ゲート閉鎖（107基）要員、連絡体制等を毎年見直し津波の発生時迅速に対応出来るようにする。

（応急対策第 1 班）

（第 2 編「災害予防計画」第 2 章「地域防災基盤の整備」第 4 節「河川海岸の整備」・第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 2 1 節「防災基盤・施設等の整備計画」及び第 5 編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 4 章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第 2 節「津波からの防護のための施設の整備等」に定めるところによる。）

第 2 津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

1 津波予報伝達の迅速化、確実化

市及び防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波予報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。

2 通報・通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。

- (1) 市及び県は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導することとする。
- (2) 市及び県は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。
- (3) 市は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線、電話応答サービス、電話・FAX 配信サービス、携帯電話（防災ネットたかさご、エリアメール、緊急情報メール等）、サイレン、半鐘、近接する市の施設からの職員及び自主防災組織による伝達等多様な手段を活用することにより、海浜地及び河川敷への警報伝達の範囲の拡大に努めることとする。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①市防災行政無線（移動系無線・同報系無線）②県防災行政無線及び③市、県、警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線機の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の

設置を促進していくこととする。

3 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業共同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

（その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」に定めるところによる。）

第3 津波監視体制等の確立

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」に定めるところによる。

第4 避難体制の整備

市は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

（第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第16節「住民避難に係る施設・体制の整備」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第4節「避難対策等」に定めるところによる。）

第5 市民への啓発活動等の実施

市は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

（第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第1節「防災に関する学習等の充実」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」に定めるところによる。）

第6 津波対応マニュアル等の作成

市は、津波災害に的確・迅速に対応するために、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第1節「津波に対する体制整備」2「市町津波災害対応マニュアルの作成」に定めるところにより、高砂市津波災害対応マニュアルを作成した。

第7 南海地震に関わる津波対策の推進

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第 21 節 防災基盤・施設等の整備計画（総括部本部班＋応急対策第 1 部・

応急対策第 2 部・第 1 班）

市は、防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

また、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合は、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。

第 1 地震防災緊急事業

市は、地震防災上緊急に整備すべき公立学校施設について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び高砂市耐震改修促進計画に基づき、平成 20 年度中に耐震診断を完了した。なお、耐震補強の必要な建物については、平成 25 年度に耐震補強工事を完了している。

平成 9～10 年	荒井小学校校舎改築
平成 10 年	米田小学校（南棟）耐震補強
平成 11 年	荒井小学校体育館改築・高砂小学校校舎（中棟・渡廊下棟）耐震補強
平成 12 年	高砂小学校（南棟・昇降口棟）耐震補強
平成 12～13 年	伊保小学校校舎（本館）改築
平成 13 年	中筋小学校（北棟）耐震補強
平成 13～14 年	鹿島中学校耐震補強
平成 16～17 年	曾根小学校（北棟）耐震補強
平成 20 年	米田小学校（北棟）耐震補強
平成 21 年	荒井中学校（北棟・昇降口棟）耐震補強 中筋小学校体育館耐震補強 北浜小学校（体育館・給食室棟）耐震補強 鹿島中学校体育館耐震補強
平成 21～23 年	阿弥陀小学校改築
平成 22 年	高砂小学校（北棟）耐震補強 伊保小学校（東棟）耐震補強 伊保南小学校（南棟・北棟・昇降口棟）耐震補強 米田小学校（西棟）耐震補強 米田西小学校（南棟・体育館）耐震補強 米田西幼稚園耐震補強 北浜幼稚園耐震補強
平成 23 年	伊保小学校（北棟・渡廊下棟）耐震補強 中筋小学校（南棟・昇降口棟）耐震補強
平成 24 年	松陽中学校（南棟）耐震補強 宝殿中学校（北棟）耐震補強 荒井幼稚園園舎改築
平成 25 年	高砂中学校（西棟）耐震補強 北浜小学校（南棟）耐震補強 米田西小学校（北棟・昇降口棟）耐震補強 米田幼稚園耐震補強

第2 緊急防災基盤整備事業

市は、阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、防災機能の向上を図るため、緊急防災基盤整備事業計画を作成し、それに基づき施設の整備を実施した。

実施した事業

平成10～12年	文化会館耐震補強（改修）
----------	--------------

今後計画を作成しなければならない事業は、市本庁舎等の昭和56年以前の公共施設、高砂大橋等橋梁構造物について、耐震補強等の事業計画を作成する。

第3 防災まちづくり事業

市は、地域の実情に応じた災害に強い安全なまちづくりを推進するため防災まちづくり事業計画を作成し、それに基づく事業の推進に努める。

実施した事業

平成11年	防災倉庫建設（平成30年取壊、新庁舎に統合）
平成12年	防災センター建設（令和3年取壊、新庁舎に統合）
平成13年	防災行政無線

第4 公共建築物耐震改修事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律等を受け策定した、高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画（別紙1）に基づき、いわゆる旧耐震基準で建築されている施設について、順次耐震診断・改修の推進を図る。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実（総括部本部班）

住民等に対する防災意識の普及・高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 一般住民に対する防災思想の普及

住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、日頃から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、平常時から各家庭において防災のことについて話し合い、自宅及びその周辺のリスクの把握、最寄りの避難場所・避難所の確認、災害時の連絡先及び連絡手段に関する確認などを行う「家族防災会議」について周知し、緊急時対応方法の事前確認の必要性について啓発を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

防災情報等について広報し、住民の防災知識・意識の高揚を図る。

1 自主防災組織の育成

(1) 組織化の推進

各町の自治会単位（原則）として組織化を進め、地域の警戒、初期消火活動等、市民の果たすべき役割及び自主防災組織の意義の啓発活動を行う。

2 周知方法

(1) 市

市は、災害対策について地区特性を踏まえた実際的なものとするとともに、住民に身近なものとするため、防災活動を行う上で知っておいて欲しい事項を利用しやすい形に編集した「高砂市ハザードマップ」を作成し、全世帯に配布した。加えて、パソコンやスマートフォンから閲覧できる「高砂市WEB版のハザードマップ」を市のホームページで公開した。

住民に対して、ハザードマップの活用方法を周知するとともに、兵庫県の推奨する「マイ避難カード」の手法を紹介し、住民の「マイ避難カード」作成を促す。

※マイ避難カード：想定される災害時に一人一人の「逃げどき」、「避難先」、「避難方法」など、あらかじめ把握・設定しておくべき情報を記載したカード

また、外国人を含む避難行動要支援者に十分配慮した印刷物の発行を検討するとともに、「ひょうごEネット」の周知を図ることとする。

この他、「広報たかさご」等の印刷物、防災に係る標語・図画・作文等の募集、インターネット（ホームページ）、防災情報配信ネットワーク、ケーブルテレビ等の活用及び消防本部と連携しながら、自主防災組織を中心に災害に関する学習会等を開催し防災知識の普及に努める。

(2) 消防本部

消防・防災に関する印刷物・ポスター等を作成・配布するとともに、出火防止、初期消火・応急救護等の訓練・映画会、座談会等を開催するなど、防災知識の普及を図る。

3 周知内容

市及び防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 地震及び津波に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得
 - ① 周辺地域における災害危険性の把握
 - ② 家屋等の点検（専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う）、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
 - ③ 家族内での防災会議の開催
定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難場所や避難路を確認しておく。また家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。
 - ④ 防災知識・技術の習得
人と防災未来センターや他市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。
 - ⑤ 食料、飲料水、物資等の備蓄（3日分程度）
 - ⑥ 非常持ち出し品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。
 - ⑦ 自主防災組織の結成
 - ⑧ 避難行動要支援者及び外国人への配慮
 - ⑨ ボランティア活動への参加
- (4) 津波に関する予報・特別警報や緊急地震速報、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底を図る。
- (5) 災害発生時の心得
 - （揺れへの心得）
 - ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
 - ② あわてて外に飛び出さない。
 - ③ 出火防止と初期消火（揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。）
 - ④ テレビ・ラジオ等による情報収集
 - ⑤ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
 - ⑥ ブロック塀には近づかない。
 - ⑦ 靴を履いて外に出る。
 - ⑧ 自動車では避難しない。
 - ⑨ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ⑩ 救助活動
 - ⑪ 避難場所・避難所での行動
 - ⑫ 自主防災組織の活動
 - ⑬ 自動車運転中及び旅行中等の心得
 - （津波への心得）
 - ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺

れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する。）
- ⑥ 津波見物は絶対にしない。
- ⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧ 避難指示は守り、避難所に避難する。（避難所には多くの情報が集まる）
- ⑨ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

4 共済制度及び保険

- (1) 兵庫県住宅再建共済制度への加入推進（窓口は、都市創造部土木建設室土木総務課）
（第2編「災害予防計画」・第4章「住民参加による地域防災力の向上」・第6節「兵庫県住宅再建共済制度の推進」に定めるところによる。）
- (2) 建物短期共済等の普及（窓口は、生活環境部環境経済室産業振興課）
- (3) 地震保険の普及（窓口は、総務部危機管理室）

第3 市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育

1 研修の実施

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識及び防災行動力の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

市及び防災関係機関は、職員の自己啓発のための援助と助言を積極的に行う。

2 研修の内容

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり研修会・講習会・講演会・実技習得演習を実施する。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して新任研修を実施するが、防災に関する研修は、通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害の基本的知識
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 防災関係職員としての心構え
- ④ 役割の分担

(2) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、並びに困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は定期的に実技習得演習を実施するものとする。

実施の時期は、内容に応じて所属長が決定する。

また、実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し、行うよう決めることとする。

る。

(3) その他の研修・講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会・講習会・講演会に職員を派遣する。

3 職員用「防災マニュアル」の作成

職員用「防災マニュアル」を作成し、災害時には応急対策活動マニュアルとして、また、平常時には職員研修用のテキストとして活用を図る。

また、「防災マニュアル」の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動の概要
- (2) 防災関係職員としての心構え
- (3) 役割の分担
- (4) 災害情報収集・伝達の要領・報告様式
- (5) 災害時広報文例

4 その他の定め

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」に定めるところによる。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育

1 防災上重要な施設における防災教育

施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第5 児童・生徒に対する防災教育（避難対策部教育班）

教育委員会は、学校における防災体制の充実を図るとともに、防災安全教育の充実を図り、教職員の指導力・実践力を高める。

各学校は、「学校防災マニュアル」を作成するとともに、児童・生徒に対し防災安全教育を推進する。

1 防災体制の整備・充実

教師用マニュアルの作成、防災リテラシーの育成

2 防災安全教育の充実

副読本の活用、防災学習の実践

ボランティアの理念等についての学習機会の充実、実践的活動の推進

3 教職員の指導力の向上

実践力の向上をめざした研修会等の開催

4 その他の定め

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」に定めるところによる。

第2節 自主防災組織の育成（総括部本部班）

市及び住民は、住民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に努める。

第1 実施機関等

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市及び消防機関等は、密接に連携・協力する。

住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

第2 自主防災組織の活動等

自主防災組織の参加者は、自らの規約・防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

1 防災計画（活動計画）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法、避難行動要支援者の把握等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること。
（避難指示の方法、避難行動要支援者の介護及び担送、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
 - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
 - ③ 事業所の自営消防組織や従業員の参加
 - ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ① 地震防災に関する知識の向上
 - ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（がけ崩れ等）
 - ④ 地域における消防水利（消火栓・小川・井戸等）
 - ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認（避難行動要支援者の把握）

- ⑥ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑦ 避難地・医療救護施設の確認
- ⑧ 防災資機材の整備・管理
- ⑨ 防災訓練の実施等
- (2) 災害発生時の活動
 - ① 出火防止と初期消火
 - ② 負傷者の救出
 - ③ 避難行動要支援者の介護及び担送
 - ④ 地域住民の安否確認
 - ⑤ 情報の収集・伝達
 - ⑥ 避難誘導、避難生活の指導
 - ⑦ 給食・給水
 - ⑧ 他地域への応援等

4 その他

自主防災組織は、事業所の防災組織との一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ・幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 育成強化対策

市は、市内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を図る。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

1 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成・指導を推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会・懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 各コミュニティごとの訓練・研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備
- (8) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及
 - ① 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化推進に努める。
 - ② 高砂市WEB版のハザードマップ、高砂市ハザードマップ、防災パンフレットの作成・配布を通じ、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を進める。
 - ③ 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダー間の交流促進を図る。
- (9) 高砂市自主防災組織補助金交付要綱（資料編）により、設立・運営・活動の補助金を交付し育成を図る。

2 自主防災組織育成の重点地区

市は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図る。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域
- (4) 消防水利の不足している地域
- (5) 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 安全・安心コミュニティの確立に向けて

市は、安全で安心して暮らせるコミュニティの実現を目指し、自主防災組織の活動を基軸とした、コミュニティにおける諸団体の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

安全・安心コミュニティ・ファイルの作成

自主防災組織等を中心として、地域の諸団体・関係者が、安全・安心確保の観点から、それぞれの地域を点検・診断（原則として自主防災組織単位）し、その実態や問題点を把握する。

さらに、諸団体や市において、これらの情報をファイルとして管理し、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等への活用を図る。

第3節 防災訓練の実施（総括部本部班・消防部）

市は、単独、または県・防災関係機関等と共同して防災訓練を行い、防災対策の充実強化を図る。

第1 目 的

市等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力を養うとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

防災訓練の実施や防災知識の普及にあたっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違いに配慮するとともに、津波に関する予報、警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努めることとする。

第2 総合防災訓練

1 目 的

市は、県その他防災関係機関と協力・連携して、大震災による広域災害を想定し、災害応急対策を迅速かつ的確に行うための訓練を実施することにより、住民の防災意識の高揚及び参加機関の技能の習得・向上を図る。

2 参加機関等

県、警察、市、自衛隊、海上保安庁、消防機関、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、被災建築物応急危険度判定士、ボランティア等

3 想 定

地震とその被害想定を明確にする。（山崎断層帯地震、南海トラフ地震を想定）

4 内 容

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 災害広報
- (4) 避難誘導
- (5) 避難所開設・運営
- (6) 救出・救護
- (7) 交通規制
- (8) 救援物資の輸送
- (9) 消防・水防活動
- (10) ライフラインの復旧
- (11) 陸上と海上の連携等

南海トラフ地震を想定する場合は、津波に対応する訓練を実施する。

- (1) 津波からの避難広報
- (2) 津波による浸水区域からの避難誘導
- (3) 防潮堤・樋門等の閉鎖

等第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

5 総合防災訓練

- ・実施時期 11月
- ・訓練内容 避難訓練、避難所開設訓練、ライフライン復旧訓練、救出救護訓練、消火訓練等

第3 水防訓練

1 総合訓練

- ・実施時期 5月
- ・参加機関 市、消防署、消防団、自主防災組織等
- ・訓練内容 通信訓練、非常招集訓練、水防資機材の調達及び運搬、水防工法、救出・救護・収容訓練、津波からの避難訓練等

2 資機材操作訓練

- ・実施時期 不定期
- ・参加機関 消防署
- ・訓練内容 資機材の操作要領等

第4 地域防災訓練

- 1 県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等が協力して訓練を実施する。

訓練内容は、災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等とする。

- 2 1・17は忘れない地域防災訓練

第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第5節「ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動」3「1・17は忘れない」地域防災訓練の実施に定めるところによる。

- 3 姫路市主催の広域防災訓練に相互応援協定に基づき、訓練に参加する。

第5 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜、市や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

訓練内容は、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練、災害図上訓練等とする。県及び市が主催する、地域防災リーダー養成講座・防災カレッジ・地域防災シンポジウム・オープンフォーラム等に積極的に参加する。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進（総括部本部班）

市は、企業等の地域における防災活動への参画促進を図る。

第1 災害時に企業が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

第2 企業の平常時対策

1 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

- (1) 事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 各計画の点検・見直し等

2 企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行なうこととする。

第3 市・消防本部の役割

- (1) 自衛防災組織の育成指導
- (2) 防災マニュアルの作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス
- (5) 企業との連携、協力体制の促進
- (6) 事業所の防災組織の育成指導
- (7) 事業継続計画や防災計画の作成支援

第5節 地区防災計画

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることが可能となった。

第1 目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害発生時の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とするものである。

第2 計画提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、高砂市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

高砂市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。また、判断の結果、本計画に当該地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、当該地区防災計画の提案をした地区居住者等に通知する。

第6節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、市は「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 自主的な防災活動の展開

災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。

3 「1. 17は忘れない」地域防災訓練の実施

「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、自主防災組織等の地域住民と学校が防災訓練等を実施することにより、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図ることとする。

第7節 兵庫県住宅再建共済制度の推進（応急対策第1部住宅班）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの加入促進を図ることとする。

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(財)共済基金」という）に委託する。

2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである。「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

第5章 地震に関する調査・研究等の推進（総括部本部班）

第1 防災関係機関との情報交換

市は、国、県、他市町及び防災関係機関等が策定した防災対策に関する計画・情報について、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

第2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

第3 高砂市の防災特性を踏まえた専門的調査・研究

市は、防災上特に問題になる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時、防災アセスメント調査等の総合的防災調査を実施していく。

インターネット等の情報通信技術をはじめ、めざましく進歩する科学技術の防災行政への導入・活用についても積極的に検討する。

- (1) ケーブルテレビ(BAN-BANテレビ)の活用の研究
- (2) パソコン通信、インターネットの活用の研究

第4 研究会等

1 東播磨地域防災研究会

兵庫県南部地震を教訓に旧東播磨県民局管内の7市10町が「東播磨及び北播磨地域における広域相互応援協定」を締結していることから、この協定に基づく応援活動の円滑な実施と各自治体の防災力の向上による、地域自立型の防災対策を研究するため。

- (1) 相互応援協定の見直し
- (2) 協定に基づく応援活動の手順確認
- (3) 各自治体の実情把握
- (4) 地域防災上の課題解決策の検討
- (5) 情報交換等

・参加機関 東播磨県民局、高砂市、明石市、加古川市、稲美町、播磨町

2 防災担当者連絡会

BAN-BANネットワークス(株)担当者と市町防災担当者より災害時における放送協定及び放送内容の見直し等について協議し、災害情報の発信、災害予防情報の発信等を研究する。

文化保健センター(3) 加古川市民ギャラリーのコンピュータサインの利用

・参加機関 高砂市、加古川市、稲美町、播磨町、BAN-BANテレビ

